

2013
(平成25年)

11
NOVEMBER

年金機構業務

No.020

つうしん

↑
穴あけチエック用
↓



○ 年金給付(相談)事務に関するお知らせ……………P.1

○ 金融機関の店舗名称変更等……………P.108

○ 総務部からのお知らせ「掲示物(ポスター)の管理」…P.115



↑ 穴あけチエック用 ↓

《もくじ》

1. 年金給付（相談）事務に関するお知らせ・・・・・・・・・・ P 1

○【給付指2013-110】【事企指2013-67】

平成25年10月分からの特例水準解消による年金額改定に伴う
事務の取扱い等（その1）（指示・依頼）・・・・・・・・・・ P 2

○【給付指2013-117】

平成25年10月分からの特例水準解消による年金額改定に伴う
事務の取扱い等（その2）（指示・依頼）・・・・・・・・・・ P 1 2

○【給付指2013-112】

「支給停止事由該当届」の届出省略等にかかる事務の取扱い
（指示・依頼）・・・・・・・・・・ P 5 7

2. 金融機関の新設・合併・店舗名称変更等について・・・・・・・・ P 1 0 8

○【給付情2013-92】金融機関の店舗名称変更等（情報提供）
（平成25年10月15日支払から変更）・・ P 1 0 9

○【給付情2013-103】金融機関の店舗名称変更等（情報提供）
（平成 25 年 11 月 15 日支払から変更）・ P 1 1 2

3. 総務部からのお知らせ「掲示物（ポスター）の管理」・・・・・・・・ P 1 1 5

○ 掲示物管理台帳（平成 25 年 11 月 1 日現在）・・・・・・・・ P 1 1 6

1. 年金給付（相談）事務に関するお知らせ

○【給付指 2013-110】【事企指 2013-67】

平成 25 年 10 月分からの特例水準解消による年金額改定に伴う事務の取扱い等
(その 1) (指示・依頼) P 2

※【別紙 4】国民年金法施行令等の一部を改正する政令は、ページ数の都合により割愛します。

○【給付指 2013-117】

平成 25 年 10 月分からの特例水準解消による年金額改定に伴う事務の取扱い等
(その 2) (指示・依頼) P 1 2

※【給付情 2013-101】『国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令等』の施行」(情報提供) を掲載しますので参考にしてください。

○【給付指 2013-112】

「支給停止事由該当届」の届出省略等にかかる事務の取扱い (指示・依頼)

. . . . P 5 7

※「事前意見照会により提出いただいた主なご意見」は、ページ数の都合により割愛します。

また、【事企情 2013-40】『厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令』の公布」(情報提供) を掲載しますので参考にしてください。

↑
穴あけチエック用
↓

審査担当チェック欄

【年金額改定全般について】
照会先
本部年金給付部給付企画G
担当 馬場（恵）、杉本、藤原、^{かんぼやし}上林
連絡先 XXXXXXXXXX

【「ねんきん定期便」及び「ねんきんネット」の表示について】
照会先
本部事業企画部事業企画G
担当 菊地、清水
連絡先 XXXXXXXXXX

↑ 穴あけチェック用 ↓

【別添】

平成25年9月13日
年金給付部給付企画G

平成25年10月分からの特例水準解消による年金額改定に伴う事務の取扱い等

◆平成25年10月分からの特例水準解消による年金額改定の概要

現在の年金額は、平成12年度から平成14年度にかけて、物価下落にもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準（特例水準）となっています。

平成24年11月の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。

このため、平成25年10月分以降として支払う年金額については、「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」が、本年9月6日に公布され、4月から9月までの額から、マイナス1.0%の改定が行われます。

これに伴う事務の取扱い等については、以下のとおりとなりますのでお知らせします。
今後の特例水準解消のスケジュールは、平成26年4月マイナス1.0%、平成27年4月マイナス0.5%を予定しています（物価・賃金が上昇した場合には、引き下げ幅は縮小します。）

※本指示・依頼における「改定後の年金額」とは、特例水準解消による年金額改定に伴い、平成25年10月分からの年金額が、4月から9月までの額からマイナス1.0%の改定が行われた場合の年金額のことを指します。

1. 新規裁定者の改定後の年金額照写日

(1) 平成25年9月19日（9月9～13日入力分）及び9月26日（9月17～20日入力分）に裁定された者

10月4日までは旧年金額が照写され、10月7日から改定後の年金額が照写されます。

(2) 10月3日以降に裁定された者については、最初から改定後の年金額が照写されま
す。

※なお、既裁定者（9月12日までに裁定された者）については、10月7日から改定
後の年金額が照写されます。（後記3.を除く）

※改定後の年金額が照写される前にお客様等から照会があった場合、年金見込額照会回
答票による回答や後記9に記載されている別添資料等により適切な対応をお願いし
ます。

2. 改定後の年金額による支払い及び年金額改定通知書の送付

(1) 改定後の年金額による支払いについては、12月定期からとなります。

また、受給権が消滅または全額支給停止により10月分のみ支払われる者について
は、11月随時の支払いとなります。

(2) 年金額改定通知書の送付については、改定後の年金額の支払いが12月定期で支払わ
れる者は、12月4～7日の期間（予定）に、順次、年金額改定通知書と年金振込通知
書を併せた統合通知書を送付します。（分散発送）

また、9月20日～10月21日入力分（11月随時サイクル）にて年金額の変更
を伴う諸変更処理が入力された者については、11月7日（予定）に年金額改定通知
書を送付します。

なお、以下のケースがありますのでご注意ください。

※1 12月定期支払いがない者（10月分以降の年金が全額支給停止となっている
者等）、郵便局窓口支払いを希望されている者、旧船保受給者、単一共済
受給者等については、年金額改定通知書を送付します。

※2 統合通知書または年金額改定通知書が送付されない者。

- ・ 11月19日までに失権処理がされている者
- ・ 11月19日現在で差止となってから3年を経過している者
- ・ 11月19日現在で以下の保留表示がある者

保留表示「1」・・・振込不能、住所不明

「2」・・・死亡の疑い

「3」・・・失権事故

「9」・・・長期差止

↑
穴あけ
チエツク
用
↓

3. 諸変更処理による改定後の年金額照写日

9月20日～10月4日に年金額の変更を伴う諸変更処理が入力された者については、10月7～12日の期間に改定後の年金額が順次照写されます。

※11月から12月に再裁定が行われた者のうち、一部の者については、年金証書（新年金額）を送付した場合、その後に再裁定前の年金額における年金額改定通知書を送付されることがあります。

この場合、窓口装置等による最新の年金額情報を確認の上、対応をお願いします。

4. 年金額改定通知書の再交付

年金額改定通知書の再交付については、11月送付分については11月7日、12月送付分については12月4日から再交付が可能となります。

5. 遺族厚生年金の先充て停止額の変更処理による「年金決定通知書・支給額変更通知書」の送付抑止

平成25年10月分からの特例水準解消に伴う遺族厚生年金の先充て停止額の変更処理による支給額変更通知書については、原則送付せず、統合通知書または年金額改定通知書において通知を行います。

※年金額改定時に遺族厚生年金の先充て停止額の変更処理を行った者については、支給額変更通知書が送付された後、統合通知書又は年金額改定通知書が送付されますが、先に送付される支給額変更通知書に記載される内容が、特例水準解消による年金額変更のお知らせの内容となっていないため、遺族厚生年金の先充て停止額の変更処理による支給額変更通知書は送付抑止します。

6. 年金証書の再交付

改定後の年金額による年金証書の再交付については、10月7日から可能となります。

※お客様から改定後の年金額による年金証書の再交付が可能となる前に年金証書の再交付の希望がある場合、改定前後の年金額のいずれの年金証書を希望するか確認の上、再交付を行ってください。

7. 年金額改定者一覧表（市区町村用）の送付

12月12日（予定）に本部より各年金事務所宛てに送付します。

11月に年金額改定通知書が送付される者を含む。

※送付対象件数：約870万件

8. 年金受給権者死亡届及び遺族年金失権届の入力制限期間

改定後の年金額の計算処理が行われている期間に、年金受給権者死亡届及び遺族年金失権届（10月1日以降の死亡日及び失権日のものに限る）の入力処理が行われた者は、改定前の年金額で計算されることから以下のとおり入力制限期間を設けます。

（1）入力制限の内容

①入力制限期間

10月1～11日については、10月1日以降の死亡日及び失権日にかかる次の届書の入力処理を行わないこと。

②対象の届書

- ・「年金受給権者死亡届」
- ・「遺族年金失権届」

（2）入力制限期間に入力処理が行われた場合の対応

①誤って入力処理が行われた者については、本部（全国一括業務部門各部）において、10月15～22日に取消し等、必要な処理を行います。

② 上記①の対象者については、本部（年金給付部）より各事務センター年金給付Gに「対象者一覧表」（電子媒体）を送付しますので、事務センターにおいて、受付進捗管理システムの処理日の修正等、必要な処理を行うこと。

9. 参考資料

特例水準解消に伴い、以下の資料を参考までに添付します。

- ・【別紙1】平成25年10月分からの年金額一覧
- ・【別紙2】改定後の年金額画面照写日一覧
- ・【別紙3】「ねんきん定期便」及び「ねんきんネット」の年金見込額の表示等
- ・【別紙4】国民年金法施行令等の一部を改正する政令

平成25年10月分からの年金額一覧

〔 〕内は月額換算した額

	平成24年4月	平成25年10月～(▲1.0%後)
〔国民年金〕		
老齢基礎年金	786,500 [65,541]	778,500 [64,875]
障害基礎年金(1級)	983,100 [81,925]	973,100 [81,092]
(2級)	786,500 [65,541]	778,500 [64,875]
遺族基礎年金(子1人)	1,012,800 [84,400]	1,002,500 [83,542]
基 本	786,500 [65,541]	778,500 [64,875]
加 算	226,300 [18,858]	224,000 [18,667]
10年年金	477,800 [39,816]	472,900 [39,408]
5年年金	406,700 [33,891]	402,500 [33,542]
障害年金(1級)	983,100 [81,925]	973,100 [81,092]
(2級)	786,500 [65,541]	778,500 [64,875]
母子年金(子1人)	1,012,800 [84,400]	1,002,500 [83,542]
〔 基 本 〕	〔 786,500 [65,541] 〕	778,500 [64,875]
〔 母子加算 〕	〔 226,300 [18,858] 〕	224,000 [18,667]
老齢福祉年金	402,900 [33,575]	398,800 [33,233]
〔厚生年金保険〕		
標準的な年金額	2,771,300 [230,940]	2,743,100 [228,591]
配偶者加給年金額	226,300 [18,858]	224,000 [18,667]
特別加算額 S9. 4. 2～S15. 4. 1	33,300 [2,775]	33,000 [2,750]
S15. 4. 2～S16. 4. 1	66,800 [5,566]	66,100 [5,508]
S16. 4. 2～S17. 4. 1	100,200 [8,350]	99,200 [8,267]
S17. 4. 2～S18. 4. 1	133,600 [11,133]	132,200 [11,017]
S18. 4. 2～	166,900 [13,908]	165,200 [13,767]
障害年金・遺族年金 (最低保障額、旧法)	786,500 [65,541]	778,500 [64,875]
遺族年金 (2子・最低保障額、旧法)	1,503,100 [125,258]	1,487,800 [123,983]
〔 基 本 〕	〔 786,500 [65,541] 〕	778,500 [64,875]
〔 寡婦加算 〕	〔 264,000 [22,000] 〕	261,300 [21,775]
〔 加 算 〕	〔 452,600 [37,716] 〕	448,000 [37,333]

改定後の年金額画面照写日一覧(平成25年10月分からの特例水準解消に伴う年金額改定)

		裁定日	入力期間	裁定日時点 の額歴状態	改定後の年金額 照写日
オンライン	オンライン裁定・再裁定 (新法・新短)	9/12	9/2~9/6	旧年金額	10/7
		9/19	9/9~9/13		
		9/26	9/17~9/20		
		10/3	9/24~9/27	新年金額	
	新裁予定者記録照会 及び年金見込額照会				9/9
	諸変更処理			~9/19	10/7
				9/20~10/4	10/7~10/12
			10/7~	即時	

「ねんきん定期便」及び「ねんきんネット」の年金見込額の表示等

1. 「ねんきん定期便」の年金見込額等について

(1) 50歳未満の方の場合

50歳未満の方の「ねんきん定期便」に表示する「これまでの加入実績に応じた年金額」は、初回発行（誕生月発送）分・再発行分にかかわらず、作成年月日が平成25年10月2日（水）以降のものから特例水準解消後の金額が印字されます。

なお、50歳未満の方の「ねんきん定期便情報照会処理票」画面（共通097-1）は、作成年月日が平成25年4月2日（火）以降についても特例水準解消後の年金見込額が表示されますので、年金相談時にご留意ください。

（注） 作成年月日とは、「ねんきん定期便」に“この「ねんきん定期便は、平成〇年〇月〇日時点の年金加入記録に基づき作成されております。”と記載されている日付です。

(2) 50歳以上の方の場合

50歳以上の方の「ねんきん定期便」に表示する「老齢年金の見込額」は、初回発行（誕生月発送）分・再発行分にかかわらず、作成年月日が平成25年10月2日（水）以降のものから特例水準解消後の金額が印字されます。

なお、50歳以上の方の「ねんきん定期便情報照会処理票」画面（共通097-1）は、作成年月日が平成25年10月2日（水）以降のものから特例水準解消後の年金見込額が表示されます。

2. 「ねんきんネット」の「年金記録照会」について

(1) 50歳未満の方の場合

50歳未満の方の「年金記録照会」画面で表示する「これまでの加入実績に応じた年金額試算の情報」は、平成25年10月2日（水）以降に年金額試算情報が更新された場合、特例水準解消後の金額が表示されます。

※ 更新年月日は、「以下のあなた様の年金額試算の情報は、平成〇年〇月〇日時点の年金記録に基づき作成されております。」と表示されます。

(2) 50歳以上の方の場合

50歳以上の方の「年金記録照会」画面で表示する「老齢年金の見込額」は、平成25年10月2日（水）以降に年金額試算情報が更新された場合、特例水準解消後の金額が表示されます。

※ 更新年月日は、「以下のあなた様の年金額試算の情報は、平成〇年〇月〇日時点の年金記録に基づき作成されております。」と表示されます。

3. 「ねんきんネット」の年金見込額試算について

年金見込額試算については、50歳未満の方・50歳以上の方ともに、平成25年9月30日（月）までは特例水準解消前の金額で、平成25年10月1日（火）以降は特例水準解消後の金額で試算が可能となります。

・窓口でのリーフレットの配布・・・A4で印刷してください。
※詳細は、別添を参照願います。

審査担当チェック欄 ■

照会先
本部年金給付部給付企画G
担当 馬場（恵）、杉本、藤原、^{かんばやし}上林
連絡先
[REDACTED]

↑ 穴あけチェック用 ↓

平成25年10月分からの特例水準解消による改定後の年金額等

1. スライド改定の概要

(1) 老齢基礎年金等

- ① 本来水準の額 = 780,900円 × 改定率 (国民年金法第27条の2、第27条の3)

平成25年度における新規裁定者 (68歳到達年度前の受給権者/昭和21年4月2日以降に生まれた方) 及び既裁定者 (68歳到達年度以降の受給権者/昭和21年4月1日以前に生まれた方) の改定率については、いずれも前年度の改定率 $0.982 \times$ 物価変動率 (1.000) となりますので、本来水準の額は766,800円です。

- ② 物価スライド特例水準の額 = 804,200円 × 政令で定める率 (平成16年改正法附則第7条等)

物価スライド特例水準額平成25年度における政令で定める率については、平成24年度における政令で定める率 (0.978) × 平成24年全国消費者物価指数 (100) ÷ 平成23年全国消費者物価指数 (100) × 特例水準解消によるスライド率 (0.990) の計算により 0.968 となりますので、物価スライド特例水準額は778,500円です。

(2) 老齢厚生年金等

- ① スライド率 (平成16年改正法附則第27条等)

老齢厚生年金等の報酬比例部分の物価スライド特例水準額の算出にあたり用いるスライド率については、以下のとおりです。

- (a) 平成13年12月以前の被保険者期間がある際に計算される場合、平成14年からの物価変動分及び平成25年10月以降の特例水準解消分を反映させたスライド率 0.968 を乗じます。
- (b) 平成14年1月以降の期間のみの被保険者期間を基に計算される場合、平成14年の物価変動分 (スライド率 0.991) が、その平均標準報酬 (月) 額に反映されていることから、平成15年から平成23年の物価変動分及び平成25年10月以降の特例水準解消分を反映させたスライド率 0.977 を乗じます。ただし c ~ f の者を除く。
- (c) 平成15年1月以降の期間のみの被保険者期間を基に計算される場合、平成14年及び平成15年の物価変動分 (スライド率 0.988) が、その平均標準報酬 (月) 額に反映されていることから、平成17年から平成23年の物価変動分及び平成25年10月以降の特例水準解消分を反映させたスライド率 0.980 を乗じます。ただし d ~ f の者を除く。

(d) 平成17年1月以降の期間のみの被保険者期間を基に計算される場合、平成14年から平成17年の物価変動分（スライド率0.985）が、その平均標準報酬（月）額に反映されていることから、平成22年、平成23年の物価変動分及び平成25年10月以降の特例水準解消分を反映させたスライド率0.983を乗じます。ただしe～fの者を除く。

(e) 平成22年1月以降の期間のみの被保険者期間を基に計算される場合、平成14年から平成22年の物価変動分（スライド率0.981）が、その平均標準報酬（月）額に反映されていることから、平成23年の物価変動分及び平成25年10月以降の特例水準解消分を反映させたスライド率0.987を乗じます。ただしfの者を除く。

(f) 平成23年1月以降の期間のみの被保険者期間を基に計算される場合、平成14年から平成23年の物価変動分（スライド率0.978）が、その平均標準報酬（月）額に反映されていることから、平成25年10月以降の特例水準解消分を反映させたスライド率0.990を乗じます。

② 従前額改定率（平成12年改正法附則第21条）

従前額保障の年金額を計算する際に用いる従前額改定率については、平成24年度従前額改定率0.983×平成24年の物価変動率1.000＝0.983です。

③ 従前額保障用再評価率（平成12年改正法附則別表第一）

平成25年度に属する月にかかる従前額保障用再評価率については、平成24年度に属する月にかかる率0.937÷平成24年の物価変動率1.000＝0.937です。

↑
穴あけ
チェック
用
↓

2. 平成25年10月分からの特例水準解消による改定後の年金額の計算式

(1) 国民年金法にかかる事項

① 老齢基礎年金

○ 老齢基礎年金の年金額（国年法第27条）

$$778,500 \text{ 円} \times \frac{\text{納付済月数} + \left[\frac{\text{全額免除}}{\text{月数}} \times \frac{4}{8} \right] + \left[\frac{4\text{分の}1}{\text{納付月数}} \times \frac{5}{8} \right] + \left[\frac{\text{半額}}{\text{納付月数}} \times \frac{6}{8} \right] + \left[\frac{4\text{分の}3}{\text{納付月数}} \times \frac{7}{8} \right]}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

(平成24年度786,500円)

② 障害基礎年金

○ 2級の障害基礎年金の年金額（国年法第33条第1項）

778,500円（平成24年度786,500円）

○ 1級の障害基礎年金の年金額（国年法第33条第2項）

2級の障害基礎年金の年金額の125/100に相当する額
973,100円（平成24年度983,100円）

・従前額保障（平成12年改正法附則第21条）

$$\left. \begin{aligned} & \text{平成6年水準} && \text{平成15年3月までの} \\ & \left(\left[\text{平均標準報酬月額} \right] \times \frac{7.5 \sim 10}{1000} \times \text{被保険者期間} \right) \\ & + \\ & \text{平成6年水準} && \text{平成15年4月以降の} \\ & \left(\left[\text{平均標準報酬額} \right] \times \frac{5.769 \sim 7.692}{1000} \times \text{被保険者期間} \right) \end{aligned} \right\} \times 0.983$$

（平成24年度従前額改定率0.983）

・物価スライド特例水準（平成16年改正法附則第27条）

$$\left. \begin{aligned} & \text{平成6年水準} && \text{平成15年3月までの} \\ & \left(\left[\text{平均標準報酬月額} \right] \times \frac{7.5 \sim 10}{1000} \times \text{被保険者期間} \right) \\ & + \\ & \text{平成6年水準} && \text{平成15年4月以降の} \\ & \left(\left[\text{平均標準報酬額} \right] \times \frac{5.769 \sim 7.692}{1000} \times \text{被保険者期間} \right) \end{aligned} \right\} \times 1.031 \times \text{スライド率}^*$$

（a）～（f）

※スライド率については、前記1（2）①を参照ください。

<平成15年4月以降（総報酬制後）の被保険者期間のみの場合>

・本来水準（厚年法附則第9条の2）

$$\left[\text{平均標準報酬額} \right] \times \frac{5.481 \sim 7.308}{1000} \times \text{被保険者期間}$$

平成15年4月以降の

・従前額保障（平成16年改正法附則第27条）

$$\left[\text{平均標準報酬額} \right] \times \frac{5.769 \sim 7.692}{1000} \times \text{被保険者期間} \times 0.983$$

平成15年4月以降の

（平成24年度従前額改定率0.983）

○ 老齢厚生年金の加給年金額（厚年法第44条第2項）

- ・加算額の対象者である配偶者についての加算額
各 224,000 円（平成24年度 各 226,300 円）
- ・加算額の対象者である2人までの子についての加算額
各 224,000 円（平成24年度 各 226,300 円）
- ・加算額の対象者である3人目以降の子についての加算額
各 74,600 円（平成24年度 各 75,400 円）

○ 老齢厚生年金の加給年金額の特別加算額（昭和60年改正法附則第60条第2項）

昭和 9年4月2日～昭和15年4月1日に生まれた者	33,000 円（平成24年度 33,300 円）
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日に生まれた者	66,100 円（平成24年度 66,800 円）
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日に生まれた者	99,200 円（平成24年度 100,200 円）
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日に生まれた者	132,200 円（平成24年度 133,600 円）
昭和18年4月2日以降に生まれた者	165,200 円（平成24年度 166,900 円）

② 特別支給の老齢厚生年金

○ 定額部分（厚年法附則第9条の2）

・ 本来水準

$$1,628 \text{ 円} \times \text{改定率 } 0.982 \times \text{生年月日別乗率} \times \text{被保険者期間} \quad (\text{平成 } 24 \text{ 年度改定率 } 0.982)$$

・ 物価スライド特例水準（平成16年改正法附則第27条）

$$1,676 \text{ 円} \times \text{生年月日別乗率} \times \text{被保険者期間} \times \text{スライド率 } (0.968)$$

○ 報酬比例部分

① の老齢厚生年金の年金額の算出方法と同様です。

○ 特別支給の老齢厚生年金の加給年金額（厚年法附則第9条第4項）

① の老齢厚生年金の加給年金額と同額です。

③ 特例老齢年金

特例老齢年金の年金額の算出方法（厚年法附則第28条の3第2項）については、(2)②の特別支給の老齢厚生年金の年金額の算出方法と同様です。

④ 障害厚生年金

○ 2級または3級の障害厚生年金の年金額

被保険者期間が300月以上の場合の年金額（平成12年改正法附則第20条第1項）

<被保険者期間の全部または一部が平成15年4月前の場合>

・ 本来水準（平成12年改正法附則第20条）

$$\left. \begin{aligned} & \left(\left[\text{平均標準報酬月額} \right] \times \frac{7.125}{1000} \times \begin{array}{l} \text{平成 } 15 \text{ 年 } 3 \text{ 月 までの} \\ \text{被保険者期間} \end{array} \right) \\ & + \\ & \left(\left[\text{平均標準報酬月額} \right] \times \frac{5.481}{1000} \times \begin{array}{l} \text{平成 } 15 \text{ 年 } 4 \text{ 月 以降の} \\ \text{被保険者期間} \end{array} \right) \end{aligned} \right\}$$

・ 従前額保障（平成12年改正法附則第21条）

$$\left. \begin{aligned} & \left(\begin{array}{l} \text{平成 } 6 \text{ 年 水準} \\ \left[\text{平均標準報酬月額} \right] \times \frac{7.5}{1000} \times \begin{array}{l} \text{平成 } 15 \text{ 年 } 3 \text{ 月 までの} \\ \text{被保険者期間} \end{array} \end{array} \right) \\ & + \\ & \left(\begin{array}{l} \text{平成 } 6 \text{ 年 水準} \\ \left[\text{平均標準報酬月額} \right] \times \frac{5.769}{1000} \times \begin{array}{l} \text{平成 } 15 \text{ 年 } 4 \text{ 月 以降の} \\ \text{被保険者期間} \end{array} \end{array} \right) \end{aligned} \right\} \times 0.983$$

(平成24年度従前額改定率0.983)

・物価スライド特例水準（平成16年改正法附則第27条）

$$\left. \begin{aligned} & \text{平成6年水準} \\ & \left(\left[\text{平均標準報酬月額} \right] \times \frac{7.5}{1000} \times \text{平成15年3月までの被保険者期間} \right) \\ & + \\ & \text{平成6年水準} \\ & \left(\left[\text{平均標準報酬額} \right] \times \frac{5.769}{1000} \times \text{平成15年4月以降の被保険者期間} \right) \end{aligned} \right\} \times 1.031 \times \text{スライド率}^* \\ \text{(a) ~ (f)}$$

※スライド率については、前記1(2)①を参照ください。

<平成15年4月以降の被保険者期間のみの場合>

・本来水準（厚年法附則第9条の2）

$$\left[\text{平均標準報酬額} \right] \times \frac{5.481}{1000} \times \text{平成15年4月以降の被保険者期間}$$

・従前額保障（平成16年改正法附則第27条）

$$\left[\text{平均標準報酬額} \right] \times \frac{5.769}{1000} \times \text{被保険者期間} \times 0.983$$

（平成24年度従前額改定率0.983）

○ 総報酬制前後の被保険者期間があり、かつ被保険者期間が300月に満たない場合、300を全被保険者期間で割って得た数を計算式に乗じて300月にします。

○ 1級の障害厚生年金の年金額（厚年法第50条第2項）

前記の2級または3級の障害厚生年金の年金額の算出方法により算出された年金額の125/100に相当する額です。

○ 1級または2級の障害厚生年金の加給年金額（厚年法第50条の2第2項）

加給年金額対象者である配偶者についての加給年金額
224,000円（平成24年度226,300円）

○ 障害厚生年金の最低保障額（厚年法第50条第3項）

583,900円（平成24年度589,900円）

○ 障害手当金の最低保障額（厚年法第57条）

1,150,200円（平成24年度1,150,200円）

↑
穴あけ
チェック
用
↓

⑤ 遺族厚生年金

- 遺族厚生年金の年金額(厚年法第60条第1項)については、④の障害厚生年金の2級または3級の年金額の算出方法により計算された額の3/4に相当する額です。

また、長期要件(老齢厚生年金の受給権者または老齢厚生年金の受給資格期間を満たしていること)による支給の場合、死亡した者の生年月日に応じた給付乗率を使用し算出します。

- 遺族厚生年金の中高齢の加算額(厚年法第62条第1項)

583,900円(平成24年度589,900円)

- 遺族厚生年金の経過的な寡婦加算額(昭和60年改正法附則第73条第1項)

583,900円 - 778,500円 × 生年月日別乗率

(平成24年度 589,900円 - 786,500円 × 生年月日別乗率)

⑥ 特例遺族年金

特例遺族年金の年金額(厚年法附則第28条の4)

②の特別支給の老齢厚生年金の年金額の算出方法により算出した額の50/100に相当する額です。

(3) 旧国民年金法にかかる事項

① 老齢年金及び通算老齢年金

- 老齢年金及び通算老齢年金の年金額(旧国年法第27条第1項及び第29条の4第1項)

(2,576円 × 保険料納付済期間 + 2,576円 × 保険料免除期間 × 1/3) × スライド率(0.968)

- 老齢年金の最高限度額(昭和60年改正法附則第32条第2項)

778,500円(平成24年度786,500円)

- 経過的老齢年金の最低保障額(旧国年法第77条第1項ただし書き及び第78条第2項)

398,800円(平成24年度402,900円)

- 経過的老齢年金の額の特例(旧国年法第77条第1項第1号)

997円 × (300 - 被保険者期間) × 0.968

- 老齢福祉年金(旧国年法第79条の2第4項)

398,800円(平成24年度402,900円)

② 5年年金及び再開5年年金

- 5年年金及び再開5年年金の年金額(昭和44年法附則第16条第2項及び昭和48年法附則第20条第2項)

402,500円(平成24年度406,700円)

③ 障害年金

- 障害年金の年金額（旧国年法第33条第1項）
778,500円（平成24年度786,500円）

- 障害年金の加算額（昭和60年改正法附則第32条第5項）
 - ・加算額の対象者である2人までの子についての加算額
各224,000円（平成24年度各226,300円）
 - ・加算額の対象者である3人目以降の子についての加算額
各74,600円（平成24年度各75,400円）

④ 母子年金、準母子年金、遺児年金及び寡婦年金

- 母子年金、準母子年金及び遺児年金の年金額（旧国年法第38条、第41条の3及び第43条）
778,500円（平成24年度786,500円）

- 母子年金、準母子年金の加算額（旧国年法第39条第1項、第39条の2第1項、第41条の3）
 - ・母子加算
224,000円（平成24年度226,300円）
 - ・加算額の対象者である2人までの子についての加算額
各224,000円（平成24年度各226,300円）
 - ・加算額の対象者である3人目以降の子についての加算額
各74,600円（平成24年度各75,400円）

- 遺児年金の加算額（旧国年法第44条第1項）
 - ・第1子（1人を除く）についての加算額
224,000円（平成24年度226,300円）

 - ・第3子以降の子についての加算額
各74,600円（平成24年度各75,400円）

- 寡婦年金の年金額（旧国年法第50条、昭和60年改正法附則第32条第2項）
①の算出方法により算出した夫の老齢年金の3/4に相当する額です。

(4) 旧厚生年金保険法にかかる事項

① 基本年金額

○ 定額部分

- ・ 本来水準（昭和60年改正法附則第78条第2項）

$$3,053 \text{ 円} \times \text{改定率 } 0.982 \times \text{被保険者期間} \quad (\text{平成 } 24 \text{ 年度改定率 } 0.982)$$

- ・ 物価スライド特例水準（平成16年改正法附則第28条）

$$3,143 \text{ 円} \times \text{被保険者期間} \times \text{スライド率 } (0.968)$$

○ 報酬比例部分

- ・ 本来水準

$$\text{【平均標準報酬月額】} \times \frac{9.5}{1000} \times \text{被保険者期間}$$

- ・ 従前額保障（平成12年改正法附則第21条）

$$\begin{aligned} & \text{平成6年水準} \\ & \text{（【平均標準報酬月額】} \times \frac{10}{1000} \times \text{被保険者期間）} \times 0.983 \\ & \hspace{15em} (\text{平成 } 24 \text{ 年度従前額改定率 } 0.983) \end{aligned}$$

- ・ 物価スライド特例水準（平成16年改正法附則第28条）

$$\text{（【平均標準報酬月額】} \times \frac{10}{1000} \times \text{被保険者期間）} \times 1.031 \times 0.968$$

② 加給年金額（旧厚年法第34条第5項）

- 加給年金額対象者である配偶者についての加給年金額

$$224,000 \text{ 円} \quad (\text{平成 } 24 \text{ 年度 } 226,300 \text{ 円})$$

- 加算額の対象者である2人までの子についての加算額

$$\text{各 } 224,000 \text{ 円} \quad (\text{平成 } 24 \text{ 年度 各 } 226,300 \text{ 円})$$

- 加算額の対象者である3人目以降の子についての加算額

$$\text{各 } 74,600 \text{ 円} \quad (\text{平成 } 24 \text{ 年度 各 } 75,400 \text{ 円})$$

③ 3級の障害年金及び遺族年金の最低保障額（旧厚年法第50条第1項第3号及び第60条第2項）

$$778,500 \text{ 円} \quad (\text{平成 } 24 \text{ 年度 } 786,500 \text{ 円})$$

④ 遺族年金の寡婦加算額（旧厚年法第62条の2第1項）

- 加給年金額対象者である子が1人のときの寡婦加算額
149,300円（平成24年度150,800円）
- 加給年金額対象者である子がいない場合で60歳以上のときの寡婦加算額
149,300円（平成24年度150,800円）
- 加給年金額対象者である子が2人以上のときの寡婦加算額
261,300円（平成24年度264,000円）

⑤ 従前の例による年金の年金額

昭和29年4月以前に受給権が発生した遺族年金、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金の年金額（昭和48年法92号附則第3条第2項）

778,500円（平成24年度786,500円）

(5) 旧船員保険法にかかる事項

① 基本年金額相当部分

老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、職務外の事由による障害年金、職務外の事由による遺族年金（職務上の事由による障害年金受給者の職務外死亡によるものを除く）、通算遺族年金及び特例遺族年金の年金額の計算の基礎となる基本年金額相当部分の算出方法（旧船保法第35条第1号、第2号）

- 定額相当部分
 $754,320円 + (15年を1月超過毎に50,288円 / 12) \times 0.968$
- 報酬比例相当部分
(平均標準報酬月額 $\times 19 / 1500 \times$ 被保険者期間) $\times 0.968$
(平成14年1月以降の期間のみで年金額が算出される者はいません)

② 加給金（旧船保法第36条第1項、第41条の2第1項及び別表第3の2）

- 加給金対象者である配偶者についての加給金額
224,000円（平成24年度226,300円）
- 加給金対象者である子が1人のときの加給金額
224,000円（平成24年度226,300円）
- 加給金対象者である子が2人のときの加給金額
448,000円（平成24年度452,600円）
- 加給金対象者である3人目以降の子についての加給金額
各74,600円（平成24年度各75,400円）

③ 職務外の遺族年金の寡婦加算額（旧船員保険法第50条の3の2）

- 加給金対象者である子が1人のときの寡婦加算額
149,300円（平成24年度150,800円）
- 加給金対象者である子がいない場合で60歳以上のときの寡婦加算額
149,300円（平成24年度150,800円）
- 加給金対象者である子が2人以上のときの寡婦加算額
261,300円（平成24年度264,000円）

④ 職務上の事由による障害年金

- 職務上の事由による障害年金の年金額
職務上相当部分+職務外相当部分+15年以上の年数加算+加給金
 - ・ 職務上相当部分（旧船保法第41条第1項第1号イ）
最終標準報酬月額×障害の程度に応じた月数（スライド改定は行われません）
 - ・ 職務外相当部分（旧船保法第41条第1項第1号ロ）
365,091円 + 【平均標準報酬月額】×120/100×スライド率（0.968）
（平成24年度368,862円）
 - ・ 15年以上の年数加算（旧船保法第41条第1項第1号）
【平均標準報酬日額】×6日分×0.968×【15年を超える被保険者年数】
※ 平均標準報酬日額とは、平均標準報酬月額の30分の1相当額をいいます。
 - ・ 加給金（旧船保法第41条の2）
前記②と同額です。

⑤ 職務上の事由による遺族年金

- 職務上の事由による遺族年金の年金額
職務上相当部分+職務外相当部分+15年以上の年数加算+加給金+寡婦加算
 - ・ 職務上相当部分（旧船保法第50条の2第1項第3号イ）
最終標準報酬月額×5.5ヶ月（スライド改定は行われません）
 - ・ 職務外相当部分（旧船保法第50条の2第1項第3号ロ、ハ）
182,545円（平成24年度184,431円）
+ 【平均標準報酬月額】×57/100×スライド率（0.968）
 - ・ 15年以上の年数加算（旧船保法第50条の2第2項）
【平均標準報酬日額】×3日分×0.968×【15年を超える被保険者年数】
※ 平均標準報酬日額とは、平均標準報酬月額の30分の1相当額をいいます。
 - ・ 加給金（旧船保法第50条の3）
前記②と同額です。
 - ・ 寡婦加算（旧船保法第50条の3の2）
前記③の1/2に相当する額です。

⑥ 職務上の事由による障害年金受給者の職務外死亡による遺族年金

○ 職務上の事由による障害年金受給者の職務外の事由により死亡した場合の遺族年金の年金額

職務上相当部分＋職務外相当部分＋15年以上の年数加算＋加給金＋寡婦加算

- ・ 職務上相当部分（旧船保法第50条の2第1項第2号イ）
最終標準報酬月額×2.75月分×スライド率（0.968）
- ・ 職務外相当部分（旧船保法第50条の2第1項第2号ロ、ハ）
【平均標準報酬日額】×3日分×0.968
＋91,273円（平成24年度92,216円）
＋【平均標準報酬月額】×57/200×スライド率（0.968）
- ・ 15年以上の年数加算（旧船保法第50条の2第2項）
【平均標準報酬日額】×3日分×0.968×【15年を超える被保険者年数】
※ 平均標準報酬日額とは、平均標準報酬月額の30分の1相当額をいいます。
- ・ 加給金（旧船保法第50条の3）
前記②の1/2に相当する額です。
- ・ 寡婦加算（旧船保法第50条の3の2）
前記③と同額です。

⑦ 障害年金及び遺族年金の最低保障額（旧船保法第41条第2項、第50条の2第3項）

778,500円（平成24年度 786,500円）

↑
穴あけチエック用
↓

(6) 共済年金にかかる事項

共済年金の年金額のスライド率及び加給年金額等については、三制度と同様の取扱いとなります。ただし、みなし従前額については、物価スライド率の適用はありません。

※ みなし従前額：昭和61年3月31日までに共済組合員期間が20年以上あり、同日に退職したならば退職年金を受けることができた方については、旧共済法による退職年金の額を保障するもの。

① 退職共済年金及び特別支給の退職共済年金

○ 退職共済年金及び特別支給の退職共済年金の年金額

定額部分、報酬比例部分（厚生年金相当部分）及び加給年金額については、(2) ①及び②と同様です。

<職域加算部分>

・本来水準（平成12年改正法附則第11条）

$$\left. \begin{aligned} & \text{平成24年水準} && \text{平成15年3月までの} \\ & \left(\left[\text{平均標準報酬月額} \right] \times \frac{1.425 \sim 0.475}{1000} \times \text{組合員期間} \right) \\ & + \\ & \text{平成24年水準} && \text{平成15年4月以降の} \\ & \left(\left[\text{平均標準報酬額} \right] \times \frac{1.096 \sim 0.365}{1000} \times \text{組合員期間} \right) \end{aligned} \right\}$$

給付乗率：組合員期間が20年未満の場合。

平成15年3月までは、 $\frac{0.713 \sim 0.238}{1000}$ となります。

平成15年4月以降は、 $\frac{0.548 \sim 0.183}{1000}$ となります。

・従前額保障（平成12年改正法附則第12条）

$$\left. \begin{aligned} & \text{平成6年水準} && \text{平成15年3月までの} \\ & \left(\left[\text{平均標準報酬月額} \right] \times \frac{1.5 \sim 0.5}{1000} \times \text{組合員期間} \right) \\ & + \\ & \text{平成6年水準} && \text{平成15年4月以降の} \\ & \left(\left[\text{平均標準報酬額} \right] \times \frac{1.154 \sim 0.385}{1000} \times \text{組合員期間} \right) \end{aligned} \right\}$$

×0.983

(平成24年度従前額改定率0.983)

給付乗率：組合員期間が20年未満の場合。

平成15年3月までは、 $\frac{0.75 \sim 0.25}{1000}$ となります。

平成15年4月以降は、 $\frac{0.577 \sim 0.192}{1000}$ となります。

↑ 穴あけチェック用 ↓

・物価スライド特例水準

$$\left. \begin{aligned} & \text{平成 6 年水準} \\ & \left(\left[\text{平均標準報酬月額} \right] \times \frac{1.5 \sim 0.5}{1000} \times \text{組合員期間} \right) \times \text{スライド率}^{*(a) \sim (f)} \\ & + \\ & \text{平成 6 年水準} \\ & \left(\left[\text{平均標準報酬額} \right] \times \frac{1.154 \sim 0.385}{1000} \times \text{組合員期間} \right) \times \text{スライド率}^{*(a) \sim (f)} \end{aligned} \right\} \times 1.031$$

給付乗率：組合員期間が 20 年未満の場合

平成 15 年 3 月までは、 $\frac{0.75 \sim 0.25}{1000}$ となります。

平成 15 年 4 月以降は、 $\frac{0.577 \sim 0.192}{1000}$ となります。

※スライド率については、前記 1 (2) ①を参照ください。

② 障害共済年金

○ 障害共済年金の年金額

報酬比例部分（厚生年金相当部分）については、(2) ④と同様です。

<職域加算部分【非公務】組合員期間 300 月以上>

・本来水準

$$\left. \begin{aligned} & \text{平成 24 年水準} \\ & \left(\left[\text{平均標準報酬月額} \right] \times \frac{1.425}{1000} \times \text{組合員期間} \right) \\ & + \\ & \text{平成 24 年水準} \\ & \left(\left[\text{平均標準報酬額} \right] \times \frac{1.096}{1000} \times \text{組合員期間} \right) \end{aligned} \right\}$$

・従前額保障

$$\left. \begin{aligned} & \text{平成 6 年水準} \\ & \left(\left[\text{平均標準報酬月額} \right] \times \frac{1.5}{1000} \times \text{組合員期間} \right) \\ & + \\ & \text{平成 6 年水準} \\ & \left(\left[\text{平均標準報酬額} \right] \times \frac{1.154}{1000} \times \text{組合員期間} \right) \end{aligned} \right\} \times 0.983$$

(平成 24 年度従前額改定率 0.983)

・物価スライド特例水準

$$\left. \begin{aligned} & \text{平成 6 年水準} \\ & \left(\left[\text{平均標準報酬月額} \right] \times \frac{1.5}{1000} \times \text{組合員期間} \right) \times \text{スライド率}^{*(a) \sim (f)} \\ & + \\ & \text{平成 6 年水準} \\ & \left(\left[\text{平均標準報酬額} \right] \times \frac{1.154}{1000} \times \text{組合員期間} \right) \times \text{スライド率}^{*(a) \sim (f)} \end{aligned} \right\} \times 1.031$$

※スライド率については、前記 1 (2) ①を参照ください。

<職域加算部分【公務等】>

・本来水準

$$\begin{aligned} \text{①} & \left\{ \left[\frac{\text{平成24年水準}}{\text{【平均標準報酬月額】}} \times 12 \times \frac{19}{100} \left(1 \text{級: } \frac{28.5}{100} \right) + \frac{\text{平成24年水準}}{\text{【平均標準報酬月額】}} \times \frac{1.425}{1000} \right. \right. \\ & \left. \left. \left(1 \text{級: } \frac{1.781}{1000} \right) \times (\text{組合員期間月数} - 300 \text{月}) \right\} \times \frac{\text{平成15年3月までの組合員期間月数}}{\text{組合員期間月数}} \\ & + \\ \text{②} & \left\{ \left[\frac{\text{平成24年水準}}{\text{【平均標準報酬月額】}} \times 12 \times \frac{14.615}{100} \left(1 \text{級: } \frac{21.923}{100} \right) + \frac{\text{平成24年水準}}{\text{【平均標準報酬月額】}} \times \frac{1.096}{1000} \right. \right. \\ & \left. \left. \left(1 \text{級: } \frac{1.37}{1000} \right) \times (\text{組合員期間月数} - 300 \text{月}) \right\} \times \frac{\text{平成15年4月以降の組合員期間月数}}{\text{組合員期間月数}} \end{aligned}$$

・従前額保障

$$\begin{aligned} \text{①} & \left\{ \left[\frac{\text{平成6年水準}}{\text{【平均標準報酬月額】}} \times 12 \times \frac{20}{100} \left(1 \text{級: } \frac{30}{100} \right) + \frac{\text{平成6年水準}}{\text{【平均標準報酬月額】}} \times \frac{1.5}{1000} \right. \right. \\ & \left. \left. \left(1 \text{級: } \frac{1.875}{1000} \right) \times (\text{組合員期間月数} - 300 \text{月}) \right\} \times \frac{\text{平成15年3月までの組合員期間月数}}{\text{組合員期間月数}} \\ & + \\ \text{②} & \left\{ \left[\frac{\text{平成6年水準}}{\text{【平均標準報酬月額】}} \times 12 \times \frac{15.385}{100} \left(1 \text{級: } \frac{23.077}{100} \right) + \frac{\text{平成6年水準}}{\text{【平均標準報酬月額】}} \times \frac{1.154}{1000} \right. \right. \\ & \left. \left. \left(1 \text{級: } \frac{1.442}{1000} \right) \times (\text{組合員期間月数} - 300 \text{月}) \right\} \times \frac{\text{平成15年4月以降の組合員期間月数}}{\text{組合員期間月数}} \end{aligned} \quad \left. \begin{array}{l} \times 0.983 \\ \text{(平成24年度従前} \\ \text{額改定率 0.983)} \end{array} \right\}$$

・物価スライド特例水準

$$\begin{aligned} \text{①} & \left\{ \left[\frac{\text{平成6年水準}}{\text{【平均標準報酬月額】}} \times 12 \times \frac{20}{100} \left(1 \text{級: } \frac{30}{100} \right) + \frac{\text{平成6年水準}}{\text{【平均標準報酬月額】}} \times \frac{1.5}{1000} \right. \right. \\ & \left. \left. \left(1 \text{級: } \frac{1.875}{1000} \right) \times (\text{組合員期間月数} - 300 \text{月}) \right\} \times 1.031 \times \frac{\text{平成15年3月までの組合員期間月数}}{\text{組合員期間月数}} \\ & + \\ \text{②} & \left\{ \left[\frac{\text{平成6年水準}}{\text{【平均標準報酬月額】}} \times 12 \times \frac{15.385}{100} \left(1 \text{級: } \frac{23.077}{100} \right) + \frac{\text{平成6年水準}}{\text{【平均標準報酬月額】}} \times \frac{1.154}{1000} \right. \right. \\ & \left. \left. \left(1 \text{級: } \frac{1.442}{1000} \right) \times (\text{組合員期間月数} - 300 \text{月}) \right\} \times 1.031 \times \frac{\text{平成15年4月以降の組合員期間月数}}{\text{組合員期間月数}} \end{aligned} \quad \left. \begin{array}{l} \times \text{スライド率}^* \\ \text{(a)~(f)} \end{array} \right\}$$

※スライド率については、前記1(2)①を参照ください。

↑ 穴あけチエック用 ↓

- ・ 公務外 3 級の最低保障額 (第 8 2 条第 1 項)
583,900 円 (平成 24 年度 589,900 円)
- ・ 公務上の最低保障額 (第 8 2 条第 3 項)
1 級の場合、4,139,700 円 (平成 24 年度 4,182,500 円)
2 級の場合、2,556,900 円 (平成 24 年度 2,583,300 円)
3 級の場合、2,313,400 円 (平成 24 年度 2,337,300 円)

③ 遺族共済年金

○ 遺族共済年金の年金額

報酬比例部分 (厚生年金相当部分) については (2) ⑤、職域加算部分 (非公務) については、(6) ②で算出された各々の年金額の 3/4 に相当する額です。

また、長期要件 (退職共済年金等の受給権者又は組合員等期間が 25 年以上であること) による支給の場合には、死亡した者の生年月日に応じた給付乗率を使用し算出します。

<職域加算部分【公務等】長期要件/組合員期間 300 ヶ月以上>

・ 本来水準

$$\left. \begin{aligned} & \left(\begin{array}{l} \text{平成 24 年水準} \\ \text{【平均標準報酬月額】} \times \frac{3,206 \sim 2,850}{1000} \times \text{組合員期間} \end{array} \right) \\ & + \\ & \left(\begin{array}{l} \text{平成 24 年水準} \\ \text{【平均標準報酬額】} \times \frac{2,466 \sim 2,192}{1000} \times \text{組合員期間} \end{array} \right) \end{aligned} \right\}$$

・ 従前額保障

$$\left. \begin{aligned} & \left(\begin{array}{l} \text{平成 6 年水準} \\ \text{【平均標準報酬月額】} \times \frac{3,375 \sim 3,0}{1000} \times \text{組合員期間} \end{array} \right) \\ & + \\ & \left(\begin{array}{l} \text{平成 6 年水準} \\ \text{【平均標準報酬額】} \times \frac{2,596 \sim 2,308}{1000} \times \text{組合員期間} \end{array} \right) \end{aligned} \right\} \times 0.983$$

(平成 24 年度従前額改定率 0.983)

・ 物価スライド特例水準

$$\left. \begin{aligned} & \left(\begin{array}{l} \text{平成 6 年水準} \\ \text{【平均標準報酬月額】} \times \frac{3,375 \sim 3,0}{1000} \times \text{組合員期間} \end{array} \right) \times \text{スライド率}^*(a) \sim (f) \\ & + \\ & \left(\begin{array}{l} \text{平成 6 年水準} \\ \text{【平均標準報酬額】} \times \frac{2,596 \sim 2,308}{1000} \times \text{組合員期間} \end{array} \right) \times \text{スライド率}^*(a) \sim (f) \end{aligned} \right\} \times 1.031$$

・ 公務上の最低保障額 (国共法第 8 9 条第 3 項)

1,034,900 円 (平成 24 年度 1,045,600 円)

↑ 穴あけチエック用 ↓

(7) JT共済にかかる事項

○ 定額部分の額

720,600円(20年を超える1年につき、36,030円を加算)

(平成24年度727,460円(20年を超える1年につき36,373円))

○ 再評価率

昭和7年4月2日以降に生まれた者 「1.242975」
(平成24年度1.254829)

昭和6年4月2日から昭和7年4月1日に生まれた者 「1.237695」
(平成24年度1.249495)

昭和5年4月2日から昭和6年4月1日に生まれた者 「1.213055」
(平成24年度1.224600)

昭和5年4月1日以前に生まれた者 「1.202495」
(平成24年度1.213931)

なお、JT共済にかかる旧共済年金の従前額を算出する際のスライド率については、「0.998165」を乗じます。

平成25年10月分からの特例水準解消による改定後の年金額等一覧

根拠条文	給付名	改定前	改定後
○国民年金法			
・第27条	老齢基礎年金	786,500円	778,500円
・第33条	障害基礎年金(2級)	786,500円	778,500円
	障害基礎年金(1級)	983,100円	973,100円
・第38条	遺族基礎年金	786,500円	778,500円
・第33条の2第1項	障害基礎年金の加算額		
	①第1子・第2子	226,300円	224,000円
	②第3子以降	75,400円	74,600円
・第39条第1項	遺族基礎年金の加算額(妻)		
	①第1子・第2子	226,300円	224,000円
	②第3子以降	75,400円	74,600円
・第39条の2第1項	遺族基礎年金の加算額(子)		
	①第1子(1人を除く)	226,300円	224,000円
	②第3子以降	75,400円	74,600円
・60年改正法附則第14条第1項	老齢基礎年金の振替加算部分	226,300円に政令で定める率を乗じて得た額	224,000円に政令で定める率を乗じて得た額
○旧国民年金法			
60年改正法附則第32条第2項			
(第27条第1項)	老齢年金		
	①最高限度額	786,500円	778,500円
(第38条)	母子年金	786,500円	778,500円
(第43条)	遺児年金	786,500円	778,500円
(39条第1項)	母子年金の加算額		
	①第1子(1人を除く)	226,300円	224,000円
	②第3子以降	75,400円	74,600円
(第39条の2第1項)	母子年金の母子加算額	226,300円	224,000円
(第44条第1項)	遺児年金の加算額		
	①第1子(1人を除く)	226,300円	224,000円
	②第3子以降	75,400円	74,600円
(第77条第1項ただし書及び第78条第2項)	老福下支えが行われる老齢年金・老齢年金の特例支給額の最低保障額	402,900円	398,800円
(第79条の2第4項)	老齢福祉年金	402,900円	398,800円

↑ 穴あけチエック用 ↓

根拠条文	給付名	改定前	改定後
(44年改正法附則第16条第2項)	五年年金	406,700円	402,500円
(48年改正法附則第20条第2項)	再開五年年金	406,700円	402,500円
○厚生年金保険法			
・第44条第2項	老齢厚生年金の加給年金額		
	①配偶者及び第1子・第2子	226,300円	224,000円
	②第3子以降	75,400円	74,600円
・第50条の2第2項	障害厚生年金(1級、2級)の加給年金額	226,300円	224,000円
・第50条第3項	障害厚生年金(3級)の最低保障額	589,900円	583,900円
・第62条第1項	遺族厚生年金の中高齢寡婦加算額	589,900円	583,900円
・60年改正法附則第60条第2項	老齢厚生年金の加給金の特別加算		
	①昭和9年4月2日 ～15年4月1日生まれ	33,300円	33,000円
	②昭和15年4月2日 ～16年4月1日生まれ	66,800円	66,100円
	③昭和16年4月2日 ～17年4月1日生まれ	100,200円	99,200円
	④昭和17年4月2日 ～18年4月1日生まれ	133,600円	132,200円
	⑤昭和18年4月2日生まれ～	166,900円	165,200円
○旧厚生年金保険法			
60年改正法附則第78条第2項			
(第34条第5項)	加給年金額		
	①配偶者・第1子・第2子	226,300円	224,000円
	②第3子以降	75,400円	74,600円
(第50条第1項第3号)	障害年金(3級)の最低保障額	786,500円	778,500円
(第60条第2項)	遺族年金の最低保障額	786,500円	778,500円
(第62条の2第1項)	遺族年金の寡婦加算(有子、60歳以上)		
	①60歳以上、子1人	150,800円	149,300円
	②子2人以上	264,000円	261,300円
・附則第16条第2項 (61年経過措置経令第94条)	旧々法遺族年金の併給調整限度額	112,400円	111,200円
(60年改正法附則第78条第2項)	旧々法遺族年金の併給調整限度額の最低保障額	114,500円	114,500円

根拠条文	給付名	改定前	改定後
・厚生年金保険及び船員保険交渉法第25条の2	遺族年金の特例の最低保障額	786,500円	778,500円
・48年改正法附則第3条第2項	旧々法遺族年金、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金の例による保険給付	786,500円	778,500円
・48年改正法附則第3条第3項	旧々法に係る従前の加給金・増額金に相当する給付		
	①配偶者・第1子・第2子	226,300円	224,000円
	②第3子以降	75,400円	74,600円
○旧船員保険法			
60年改正法附則第87条第3項 (第36条第1項)	老齢年金の加給金		
	①配偶者・子1人	226,300円	224,000円
	②子2人	452,600円	448,000円
	③子3人以上(1人につき)	75,400円	74,600円
(第41条第1項第1号口)	職務上の事由による障害年金の定額部分	368,862円	365,091円
(第41条第2項)	障害年金の最低保障額	786,500円	778,500円
(第41条ノ2第1項)	障害年金の加給金		
	①配偶者・子1人	226,300円	224,000円
	②子2人	452,600円	448,000円
	③子3人以上(1人につき)	75,400円	74,600円
(第50条ノ2第1項第2号口)	職務上の障害年金受給者が職務外の事由により死亡した場合の遺族年金の定額部分	92,216円	91,273円
(第50条ノ2第1項第3号口)	職務上の事由による遺族年金の定額部分	184,431円	182,545円
(第50条ノ2第3項)	遺族年金の最低保障額	786,500円	778,500円
(第50条ノ3 ・別表第3ノ2)	遺族年金の加給金		
	①子1人	226,300円	224,000円
	②子2人	452,600円	448,000円
	③子3人	528,000円	522,600円
	④子4人以上(3人を除いた1人につき)	75,400円	74,600円
(第50条ノ3ノ2)	職務外の事由による遺族年金の寡婦加算		
	①60歳以上・子1人	150,800円	149,300円
	②子2人以上	264,000円	261,300円
(厚生年金保険及び船員保険交渉法第26条、第25条の2)	遺族年金の特例の最低保障額	786,500円	778,500円

↑ 穴あけチエツク用 ↓

根拠条文	給付名	改定前	改定後
(40年改正法附則第16条第4項第1号)	旧陸軍共済組合等の組合員であった期間に関する特例による遺族年金の定額部分の最高限度額	1,291,019 円	1,277,818 円
(60年改正法附則第87条第3項)	旧々船保法の遺族年金の併給調整限度額	112,400 円	111,200円
	旧々船保法の遺族年金の併給調整限度額の最低保障額	114,500 円	114,500 円
(48年改正法附則第8条第4項9)	旧々法寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金の例による保険給付の額	786,500 円	778,500 円

↑
穴あけチエック用
↓

平成25年10月分からの年金額改定に関するQ&A

↑
穴あけチェック用
↓

《 目 次 》

- (1) なぜ、平成25年10月分からの年金額が下がったのですか。 . . . P 1
- (2) 来年度、消費税が引き上げられるという時期にさらに年金を引き下げるとすることは、老後の生活の安定等を図るためという年金の趣旨に反するではありませんか。 . . . P 1
- (3) 今回の特例水準解消によるマイナス1%の年金額は、どのような計算を行うのですか。 . . . P 2
- (4) 年金額が低い方などは、年金額を下げないということではできないのですか。 . . . P 3
- (5) 政府は物価水準の引き上げを掲げ、金融緩和の実施や賃金の引き上げを企業に要請することとしており、これに伴う物価・賃金の上昇で特例水準と本来水準との差分は縮まる方向にあるはずなのに、なぜ、この時期に年金額を引き下げる必要があるのですか。 . . . P 3
- (6) 今後の特例水準解消のスケジュールを教えてください。 . . . P 4
- (7) 自分の年金は、平成16年度以降に年金受給権が発生しているが、その場合でも今後、段階的に2.5%引き下げられるのですか。 . . . P 4
- (8) なぜ、平成25年10月分からの年金額が、改定前の年金額と比較して引き下げ幅が1.0%となっていないのですか。 . . . P 4
- (9) いつの支払いから適用されますか。 . . . P 5
- (10) 改定後の年金額のお知らせはいつ送付されますか。 . . . P 5
- (11) 年金額改定通知書が届く前に改定後の年金額を教えてください。 . . . P 5
- (12) 厚生年金基金から年金を受けていますが、国から受けている年金額はどのようになりますか。 . . . P 6
- (13) 今回の特例水準解消について、お客様にどのような広報を行っているのですか。 . . . P 6
- (14) 平成25年10月分から年金額を引き下げた結果、本来水準が特例水準を上回った場合、どちらの水準による年金額が支払われるのですか。 . . . P 7

(1) なぜ、平成25年10月分からの年金額が下がったのですか。

(回答)

現在の年金については、平成12年度から平成14年度にかけて、物価が下落したにもかかわらず、年金額を引き下げずに据え置いたことにより、本来の水準より2.5%高い水準(特例水準)となっています。

この本来の水準より高い年金額となっていることについて、平成24年11月の法律改正*により、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月にかけて、段階的に解消することとしています。

これに伴い、平成25年10月分からの年金額から1.0%の引き下げが行われます。

※ 『国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成24年法律第99号)』

(2) 来年度、消費税が引き上げられるという時期にさらに年金を引き下げるということは、老後の生活の安定等を図るためという年金の趣旨に反するではありませんか。

(回答)

特例水準による年金給付については、物価下落時に年金額の引き下げを行わず、年金受給者の生活への影響を緩和するための措置として実施されています。

物価・賃金の下落傾向が長期化したため、物価・賃金の上昇に伴い、特例水準と本来水準との差を縮め特例水準を解消していく当初の想定の実施が困難となり、特例水準による年金給付を続けたことにより、これまで約8兆円(毎年約1兆円)、本来水準よりも多くの年金額をお支払いしてきました。

そのため、特例水準による年金給付を続けることは、将来の年金受給者となる現役世代の年金額を確保する上で影響があるため、世代間の公平の観点から、平成25年10月分の年金額から段階的に特例水準の解消を図ることになりました。この特例水準の解消は、既にお支払いしてきた特例水準による年金を遡ってお返し願うものではありません。

なお、年金を受給されており、所得が一定の基準以下である高齢者や障害者等の方には、年金生活者支援給付金が支給されることとなります。(平成27年10月から)

(3) 今回の特例水準解消によるマイナス1%の年金額は、どのような計算を行うのですか。

(回答)

年金額の計算にあたっては、平成16年改正後の規定により計算した年金額(本来水準)が平成16年改正前の規定により計算した年金額(物価スライド特例水準)に満たない場合、平成16年改正前の規定により、物価スライド特例水準の年金額を支給することとしています。

<特例水準の年金額(基礎年金)の計算式>

$$\text{平成16年改正前の規定に定める額} \times \frac{\text{(改定が行われた後は、「政令で定める率」)}}{\text{0.978 (平成24年4月分以降における「政令で定める率」)}} \times \text{0.990} = 0.968$$

↑
マイナス1%

例) 平成16年改正法附則第7条、平成25年10月分からの老齢基礎年金
804,200円* × 0.968 = 778,500円

※ 平成16年改正前の国民年金法第27条に規定する年金額(平成12年改正後の年金額)

○平成24年度において、政令で定める率が0.978に改定されていますが、平成25年10月分からは、0.978に政令で定める率(=0.990)を乗じて、上記政令で定める率を0.968に改定します。

○上記で求めた「政令で定める率」0.968が、同0.978に比べてマイナス1%となっているため、平成25年10月分からの年金額が、「マイナス1%」改定されると表わしています。

※ 平成24年度の年金額そのものに0.990(マイナス1%)を乗じても、平成25年10月分からの年金額となりませんのでご留意願います。

(4) 年金額が低い方などは、年金額を下げないということはいくつかできるのでしょうか。

(回答)

現在の年金については、平成12年度から平成14年度にかけて、物価が下落したにもかかわらず、年金額を引き下げずに据え置いたことにより、本来の水準より高い水準（特例水準）となっています。

この特例水準による年金給付については、年金額の高低にかかわらず行われていますが、このたびの特例水準の解消において、将来の年金受給者となる現役世代の年金額を確保し、世代間の公平を図るため、年金額の高低にかかわらず等しく年金額を引き下げることにより、段階的に本来の水準に戻すものです。

また、特例水準の解消については、一度に引き下げを行った場合、高齢者、ひとり親家庭や障害者の方々の生活への影響が大きいことから、3年間で徐々に解消することとしておりますのでご理解願います。

※ (2) のように、年金を受給されており、所得が一定の基準以下である高齢者や障害者等の方には、年金生活者支援給付金が支給されることとなります。(平成27年10月から)

(5) 政府は物価水準の引き上げを掲げ、金融緩和の実施や賃金の引き上げを企業に要請することとしており、これに伴う物価・賃金の上昇で特例水準と本来水準との差分は縮まる方向にあるはずなのに、なぜ、この時期に年金額を引き下げる必要があるのですか。

(回答)

現在の特例水準による年金給付を続けることは、本来水準よりも年間約1兆円多く年金をお支払いすることになり、これは将来世代の年金給付を削って、今の高齢世代に回していることとなります。

この特例水準が解消するまでの間は、長期的に年金財政のバランスを確保するためのマクロ経済スライドが発動しません。年金財政を安定化し、将来世代の年金額の確保につなげるため、一刻も早い解消が必要となっていますのでご理解願います。

なお、今後、物価・賃金が上昇した場合には、引下げ幅の縮小や年金額が据え置きになることもあります。

(6) 今後の特例水準解消のスケジュールを教えてください。

(回答)

平成25年10月マイナス1.0%、平成26年4月マイナス1.0%、平成27年4月マイナス0.5%を予定しています。

なお、物価・賃金が上昇した場合には、引き下げ幅は縮小します。

(7) 自分の年金は、平成16年度以降に年金受給権が発生しているが、その場合でも今後、段階的に2.5%引き下げられるのですか。

(回答)

引き下げられます。

平成16年改正により、本来水準と特例水準のそれぞれの計算式により算出した年金額を比較した上で最も高い年金額をお支払いすることとなっていますので、平成16年度以降に年金受給権が発生している方についても、お支払いする年金額が高い特例水準による年金額で決定を行っています。

そのため、平成25年10月分からの年金額から段階的に特例水準の解消による年金額の引き下げが行われます。

※ 計算式の詳細については、【別添1】平成25年10月分からの特例水準解消による改定後の年金額等を参照ください。

(8) なぜ、平成25年10月分からの年金額が、改定前の年金額と比較して引き下げ幅が1.0%とっていないのですか。

(回答)

平成25年10月分からの年金額については、法律で定める端数処理や付加年金に物価スライド改定がないことおよび厚生年金基金から年金を受けている方の改定ルールなどにより、平成24年度の年金額を1.0%引き下げた額と完全に一致するものではありませんのでご了承願います。

【参 考】

① (3) を参照ください。

② 端数処理

年金給付の額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。(国年法第17条、厚年法第35条抜粋)

③ 厚生年金基金関係(12)を参照ください。

(9) いつの支払いから適用されますか。

(回答)

改定後の年金については、平成25年12月(10月分、11月分)からのお支払いとなります。

なお、平成25年11月分以降の年金が支給停止となる方などについては、平成25年11月(10月分)にお支払いすることになります。

(10) 改定後の年金額のお知らせは、いつ送付されますか。

(回答)

改定後の年金額については、年金額改定通知書でお知らせします。

年金額改定通知書については、12月13日の支払いに向けて、原則として、年金振込通知書と一体となった統合通知書(ハガキ)で、12月4~7日の期間に、順次、年金受給者に送付します。

なお、9月20日から10月21日入力分(11月随時サイクル)で平成25年10月以降の年金額が変更となった方など*には、11月7日に送付します。

※ 平成25年11月分以降の年金が、在職中で支給停止となる方などです。

(11) 年金額改定通知書が届く前に改定後の年金額を教えてください。

(回答)

今回の年金額改定により改定された年金額については、11月上旬および12月上旬に送付される年金額改定通知書によりお知らせすることとしていますので、年金額改定通知書がお手元に届くまでお待ちいただきますようお願いいたします。

(12) 厚生年金基金から年金を受けていますが、国から受けている年金額はどのようになりますか。

(回答)

厚生年金基金から年金を受けている方の年金額については、国（機構）からお支払いする年金額と厚生年金基金からお支払いする代行部分の年金額との合計額となります。

平成25年度10月分からの年金額については、平成24年度の年金額と比較して、この合計額からおおよそ1.0%引き下げられることとなりますが、厚生年金基金の代行部分については、特例水準解消による改定は行われなため、国からお支払いする年金額から厚生年金基金の代行部分にかかる引き下げ分が更に引き下げられます。

※ 引き下げ幅の合計については、厚生年金基金から年金を受けられていない方と変わりません。

(13) 今回の特例水準解消について、お客様にどのような広報を行っているのですか。

(回答)

① 本部において、ポスターおよびリーフレットを作成の上、年金事務所等に配布しますので窓口等に設置をお願いします。

※ 【別添4】平成25年10月分からの年金額改定にかかるポスターおよびリーフレットを参照ください。

② 機構ホームページでの情報提供を行います。（平成25年10月1日より順次）

③ 市町村向けの広報『かけはし』（第22号 平成25年9月2日）に掲載の上、市町村窓口等において活用をお願いしています。

④ 平成25年10月21日発送予定の納入告知書に同封する『事業主の皆さまへ』に掲載の上、周知を行います。

(14) 平成25年10月分から年金額を引き下げた結果、本来水準が特例水準を上回った場合、どちらの水準による年金額が支払われるのですか。

(回答)

平成25年10月分からの年金額引下げと今後の本来水準の上昇により、本来水準が特例水準を上回った場合には、本来水準による年金額が支払われます。

※ 年金額の計算に使用した水準については、受給権者原簿の「水準」を参照ください。なお、平成25年10月から平成26年3月の年金額は特例水準が上回ります。

↑
穴あけチエック用
↓

○年金の特例水準と本来水準の推移について

	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年
消費者物価 指数 (対前年比)	▲0.3	▲0.7	▲0.7	▲0.9	▲0.3	変動なし	▲0.3	0.3	変動なし	1.4	▲1.4	▲0.7	▲0.3	変動なし
名目手取り 賃金変動率	—	—	—	—	—	—	変動なし ^{※1}	変動なし ^{※1}	▲0.4	0.9	▲2.6	▲2.2	▲1.6	▲0.6

※1 平成16年改正法附則第11条の規定により「0.0（変動なし）」とみなされている。

	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度 4月分～ 9月分	H25年度 10月分～ 3月分
特例水準の 変動分 (対前年比)	変動なし	変動なし	変動なし	▲0.9	▲0.3	変動なし	▲0.3	変動なし	変動なし	変動なし	変動なし	▲0.4	▲0.3	変動なし	▲1.0
本来水準の 変動分 (対前年比)	▲0.3	▲0.7	▲0.7	▲0.9	▲0.3	変動なし	▲0.3	変動なし	変動なし	0.9	▲1.4	▲0.7	▲0.3	変動なし	変動なし
特例水準と 本来水準の 差分(累積)	▲0.3	▲1.0	▲1.7	▲1.7	▲1.7	▲1.7	▲1.7	▲1.7	▲1.7	▲0.8	▲2.2	▲2.5	▲2.5	▲2.5	▲1.5
	○平成11年～13年にかけて物価下落にもかかわらず、物価スライド特例措置法により年金額を据え置いたため、本来水準との▲1.7の給付水準の差分が生じる。			—	○平成16年度改正 ・特例水準：物価上昇した場合でも年金額を据え置く一方、物価下落した場合 ^{※2} 、年金額を引き下げる。 ・本来水準：物価・賃金の上昇の場合、年金額を引き上げる。→本来水準が特例水準に追い付くことにより本来水準と特例水準との差分解消を図る。(以降の年度同様)			○本来水準については、賃金≤0<物価のため、0スライド。 ※【別添3】参照。			○H20年については、0<賃金<物価のため、賃金変動分の0.9改定。		○H22年度 ・特例水準 物価が、▲1.4であるが、変動後の水準が基準年（H17年）の水準よりプラス0.3のため、マイナス改定なし。 ・本来水準 物価が、賃金≤物価≤0のため、物価変動分の▲1.4改定。 ○H23年度 ・特例水準 物価が、▲0.7であるが、変動後の水準が基準年（H17年）の水準より▲0.4のため、▲0.4改定。 ・本来水準 物価が、賃金≤物価≤0のため、物価変動分の▲0.7改定。		○特例水準解消による年金額改定を段階的に行い、本来水準の年金額に戻す。

※2 H17年に物価下落し、H18年度の年金額を引き下げたため、H18年度から23年度までの特例水準における年金額の給付水準については、H17年を基準年として算出する。
H23年度およびH24年度に特例水準を引き下げたため、H24年度の上記水準については、H22年を基準年として算出する。H25年度については、H23年を基準年として算出する。

平成25年10月分からの年金額の改定について

○現在の年金額は、平成12年度から平成14年度にかけて、物価下落にもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準（特例水準）となっています。

○平成24年の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代の年金額を確保し、世代間の公平を図ることとなりました。

○このため、平成25年10月分としてお支払いする年金額からは、9月までの額に比べ、マイナス1.0%の改定が行われます（10月分の年金は、通常は12月にお支払いします。）。

なお、今後の解消のスケジュールは、平成26年4月にマイナス1.0%、平成27年4月にマイナス0.5%を予定しています（実際の年金額の改定については、物価・賃金の状況により、決まります。）。

○改定後の年金額は、年金額改定通知書等により、お知らせします。

〈 参考 〉 平成25年4～9月と平成25年10月以降における年金額の比較

	平成25年4～9月（月額）	平成25年10月以降（月額）※1
国民年金 [老齢基礎年金額（満額）：1人分]	65,541円	64,875円
厚生年金※2 [夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額]	230,940円	228,591円

※1 平成25年10月以降の年金額は、法律で定められた計算方法に従って年金額を計算していることや端数処理などの関係で、平成25年4～9月の年金額の1.0%を引き下げた額と一致するものではありません。

※2 厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬36.0万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準

平成 25 年 10 月 3 日
給付情 2013-101

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令等」の施行（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓	✓		

本部関係部

経営企画部、事業企画部、サービス推進部、年金相談部、記録問題対策部、システム統括部、基幹システム開発部、システム運用部、業務管理部、障害年金業務部、支払部、業務渉外部

目的・趣旨

「平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 262 号）」（以下、「政令」という。）が平成 25 年 9 月 6 日に公布され、平成 25 年 10 月 1 日より施行されましたのでお知らせするものです。

ポイント（内容）

- 上記政令が、平成 25 年 10 月 1 日より施行され、別添のとおり、厚生労働省年金局長から日本年金機構理事長宛に通知されましたのでお知らせします。
- この政令については、法律の規定に基づき、平成 25 年 10 月分からの年金額の改定について、特例水準を解消するための政令で定める率を定めること等所要の規定の整備を行うことを内容とするものです。
 なお、平成 25 年 10 月分からの年金額の改定における具体的な事務の取扱い等については、次を参照ください。
 - ・平成 25 年 9 月 13 日【給付指 2013-110・事企指 2013-67】※「平成 25 年 10 月分からの特例水準解消による年金額改定に伴う事務の取扱い等（その 1）」（指示・依頼）
 - ・平成 25 年 9 月 30 日【給付指 2013-117】「平成 25 年 10 月分からの特例水準解消による年金額改定に伴う事務の取扱い等（その 2）」（指示・依頼）

照会先
本部年金給付部給付企画G
担当 大岸、^{かんぼやし}上林
連絡先
[Redacted]

↑ 穴あけチエック用 ↓

年 発 1 0 0 1 第 1 号
平成 2 5 年 1 0 月 1 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省年金局長
(公印省略)

平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令の施行について

↑ 穴あけチエツク用 ↓
平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成25年政令第262号）が平成25年9月6日に別添の通り公布され、本日施行されたので通知する。

これらの改正の主な内容は下記のとおりであるので、その内容につき御了知いただくとともに、実施に当たっては、貴機構において周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1 改正内容

- (1) 平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正

平成25年10月以降の月分の国民年金法による年金たる給付の額の計算に関する経過措置の読替え等について所要の規定の整備を行うこと。(第1条関係)

- (2) 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正

平成25年10月以降の月分の老齢福祉年金の一部支給停止額等を改定すること。(第2条関係)

2 施行日等

(1) 施行期日

平成25年10月1日

(2) 経過措置

平成25年9月以前の月分の老齢福祉年金の支給の停止等について、所要の経過措置を設けること。(附則第2条関係)

↑
穴あけチエック用
↓

平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令について

【改正の趣旨】

法律の規定に基づき、平成 25 年 10 月以降における年金額の改定について、特例水準を解消するための政令で定める率を定めること等所要の規定の整備を行うもの。

【平成 25 年 10 月から 26 年 3 月までの年金額について】

平成 24 年 11 月に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 99 号）の規定に基づき、平成 11 年から平成 13 年までの間において、物価が下落したにもかかわらず、特例的に年金額を据え置いた影響で、法律が本来想定している水準よりも 2.5% 高い水準になっているものについて、段階的に解消を行うこととしている。

平成 25 年 10 月から 26 年 3 月までの年金額については、24 年の物価の対前年比変動率が 0.0% であったことから、物価の変動による解消幅の増減は無く、今回の解消において年金額は 1.0% の引下げとなる。

※物価・賃金の変動がない場合の解消のスケジュールは、H25. 10. ▲1.0%、H26. 4. ▲1.0%、H27. 4. ▲0.5%。

【政令の内容】

- ・平成 24 年の物価変動率 (1.00) に 0.990 を乗じて得た率として政令で定める率を 0.990 とする。
- ・老齢基礎年金、老齢厚生年金の特例水準の年金額に乗じる率を 0.978 から 0.968 に改める。
- ・その他の年金についても同様に規定の整備を行う。

【施行期日】

平成 25 年 10 月 1 日

「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」の公布について（通知）（抄）

年 発 1 1 2 6 第 1 号
平成 2 4 年 1 1 月 2 6 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省年金局長
(印影印刷)

「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」の公布について（抄）

「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 99 号）」が平成 24 年 11 月 26 日に公布された。

本法律による改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その内容につき御了解いただきとともに、実施に当たっては、貴機構において周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

記

第一 改正の趣旨

（前略）、平成 12 年度以降の各年度における年金額等の改定の特例措置による年金額等の水準について段階的な適正化を図る等のため、所要の措置を講ずるものである。

第二 改正の内容

1 国民年金法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 104 号）の一部改正

（1）、（2）（略）

（3）年金額の改定の特例措置の段階的な解消

- ① 年金額の改定の特例措置に係る規定の適用は、平成 26 年度までの間とし、平成 27 年度以降は適用しないものとする。こと。（附則第 7 条、第 8 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 52 条、第 53 条及び第 54 条関係）
- ② 年金額の改定の特例措置に基づく平成 25 年度及び平成 26 年度の年金額について、物価変動率又は名目手取り賃金変動率を基準とする改定と併せて、

それぞれ 1.0%の適正化が図られるよう改定する措置を講ずること。(附則第7条の2、第8条の2、第27条の2、第28条の2、第29条の2、第52条の2、第53条の2及び第54条の2関係)

2 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成16年法律第130号)の一部改正

(1) (略)

(2) 国家公務員共済組合法による年金である給付について、1の(3)の改正に準じた改正を行うこと。(附則第4条から第5条の2まで、第7条、第7条の2、第25条及び第25条の2関係)

3 (略)

4 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成16年法律第132号)の一部改正

(1) (略)

(2) 地方公務員等共済組合法による年金である給付について、1の(3)の改正に準じた改正を行うこと。(附則第4条から第5条の2まで、第7条及び第7条の2関係)

5 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)の一部改正

特例年金額を算定するに当たって算定する統合日前日の年金額について、平成25年度については、0.8パーセントの適正化が図られるよう改定する措置を講ずるとともに、平成26年度以降の年度の当該年金額は、老齢厚生年金等の再評価率と同様に改定することとする措置を講ずること。(附則第31条、第31条の2、第32条、第36条から第39条まで、第41条、第42条及び第44条関係)

6 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律(平成17年法律第9号)の一部改正

児童扶養手当法による児童扶養手当等について、1の(3)の改正に準じた改正を行うこととし、手当額の改定の特例措置に係る規定の適用は、平成26年度の月分までとし、平成27年度以降は適用しないものとするとともに、手当額の改定の特例措

置に基づく平成 25 年度及び平成 26 年度の手当額について、物価変動率を基準とする改定と併せて、それぞれ 0.7 パーセントの適正化が図られるよう改定する措置を講ずること。(第 1 項及び第 2 項関係)

第三 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第二の 1 の (3)、2 の (2)、4 の (2)、5 及び 6 に掲げる事項は、平成 25 年 10 月 1 日から施行すること。

2 経過措置

平成 25 年 10 月前の月分として支給される年金たる給付等について、所要の経過措置を設けること。(附則第 2 条から第 6 条まで関係)

↑
穴あけ
チェック
用
↓

平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十五年九月六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

政令第二百六十二号

平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十九号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第一条 平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「附則第七条第二項」を「附則第七条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第七条第二項」に改め、同条中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「政令で定める率は、〇・九七八」を「当該年度の国民年金法第二十七条に規定する改定率の改定の基準となる率に〇・九九〇を乗じて得た率として政令で定める率は〇・九九〇とし、当該各号に掲げる規定に規定する〇・九七八に当該政令で定める率を乗じて得た率を基準として政令で定める率は〇・九六八」に改め、同条第一号中「附則第七条第二項」を「附則第七条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第七条第二項」に改め、同条第二号中「附則第八条第二項」を「附則第八条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第八条第二項」に改め、同条第三号中「附則第二十七条第二項」を「附則第二十七条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十七条第二項」に改め、同条第四号中「附則第二十八条第二項」を「附則第二十八条

↑ 穴あけチエック用 ↓

た平成十六年国共済改正法附則第五条第一項に改め、同項の表下欄中「〇・九七八」を「〇・九六八」に、「一・二五四八二九」を「一・二四二九七五」に、「一・二四九四九五」を「一・二三七六九五」に、「一・二二四六〇〇」を「一・二一三〇五五」に、「一・二一三九三一」を「一・二〇二四九五」に、「七十二万七千四百六十円」を「七十二万六千六百円」に、「三万六千三百七十三円」を「三万六千三百円」に、「一・〇〇七六五八」を「〇・九九八一六五」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第二条 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項の表第六条の四第三項及び第六条の五第二項の項中「八万八千五百円」を「八万五千八百円」に改める。

第九十四条及び第九十七条中「十一万二千四百円」を「十一万二千二百円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成二十五年九月以前の月分の老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。
 2 平成二十五年九月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。)附則第七十八条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の厚生年金保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

3 平成二十五年九月以前の月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の船員保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 田村 憲久
 内閣総理大臣臨時代理
 国務大臣 菅 義偉

↑ 穴あけチエック用 ↓

平成 25 年 9 月 20 日
給付指 2013-112

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

「支給停止事由該当届」の届出省略等にかかる事務の取扱い
(指示・依頼)

宛先	本部		ブロック本部		事務センター					年金事務所							
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
	◎			◎					◎								◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓	✓		

本部関係部
事業企画部、品質管理部、年金相談部、基幹システム開発部、業務管理部、支払部、業務渉外部

目的・趣旨
「支給停止事由該当届」(様式第583号)の届出省略等にかかる事務の取扱いについて、事前意見照会により提出いただいたご意見を踏まえ、実施要領及びQ&Aを作成しましたのでお知らせします。

ポイント (内容)

1. 概要

- 平成 25 年 6 月 28 日【事企情 2013-40】『厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令』の公布(情報提供)により、「老齢厚生・退職共済年金受給権者 支給停止事由該当届(様式第 583 号)」(以下「支給停止事由該当届」という。)の届出省略にかかる省令改正についてお知らせしました。
- 施行日(平成 25 年 10 月 1 日)以後に、改正後の省令の規定が適用される対象者は次のとおりです。
 - ・施行日前に老齢厚生年金の受給権者となり、施行日以後に支給停止事由に該当するに至った者
 - ・施行日以後に老齢厚生年金の受給権者となり、支給停止事由に該当するに至った者
- 上記の対象者が、ハローワークに求職の申込みをしたとき、又は高年齢雇用継続給付等を受けられるようになったときは、支給停止事由該当届の届出が原則不要となります。(日本年金機構へ雇用保険被保険者番号を届出されていない場合は届出が必要です。)
- 経過措置として、年金受給権発生日及び求職申込み等の年月日が、共に施行日前の場合は、従来どおり支給停止事由該当届の届出が必要です。
- 省令改正に伴う具体的な事務処理について、平成 25 年 7 月 29 日【給付指 2013-96】『支給停止事由該当届』の届出省略等にかかる事務の取扱いに関する事前意見照会(指示・依頼)により意見照会を行いました。

2. 実施要領及びQ&Aの作成

提出いただいたご意見を踏まえ、別添 1「実施要領」及び別添 2「Q&A」を作成しましたので、省令改正及び年金給付システム機能改善による今後の事務の取扱いをお示しします。

↑ 穴あけチエック用 ↓

3. 事前意見照会により提出いただいたご意見

提出いただいた主なご意見及びご意見に対する回答は別添3のとおりです。

4. マニュアルの改正

「業務処理要領【マニュアル】年金給付」の改正については、追ってお知らせします。

審査担当チェック欄 ■

照会先

<実施要領・Q&Aに関する事>

本部年金給付部給付企画G

担当 馬場(恵)、佐藤(和)

連絡先

<マニュアルの改正に関する事>

本部年金給付部給付指導G

担当 戸田、根本

連絡先

↑
穴あけチェック用
↓

実 施 要 領

「老齢厚生・退職共済年金受給権者 支給停止事由該当届」の届出省略等にかかる雇用保険法等による給付と老齢厚生年金等との調整に関する事務の取扱い

(平成25年10月実施分)

↑
穴あけチエック用
↓

平成25年9月20日

日本年金機構

年金給付部

— 目次 —

用語の定義	P. 3
I. 背景・目的	P. 4
II. 省令改正の概要	P. 5
III. 年金給付システム機能改善の概要	P. 6
IV. 省令改正にかかる事務処理	
1. 支給停止事由該当届の届出省略	P. 8
2. 雇用保険被保険者番号の届出	P. 16
V. 年金給付システム機能改善にかかる事務処理	
1. 基本手当受給者の65歳3カ月事後精算	P. 17
2. 基本手当の支給期間がない求職申込取消の情報（台帳コード01） が回付された場合における支給停止処理の抑止	P. 19
VI. 帳票関係	P. 21
VII. 広報	P. 22

【用語の定義】

○65歳前の老齢厚生年金

①厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第8条の規定による特別支給の老齢厚生年金、②同法附則第13条の4第1項の規定により支給が繰り上げられた老齢厚生年金、旧三公社共済組合（JR、JT、NTT）及び旧農林共済組合にかかる退職共済年金であって65歳に到達するまでの間に支給されるものを含む（以下、単に「年金」ともいう）

○省令改正

①厚生年金保険法施行規則、②厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成9年厚生省令第31号：旧三公社共済組合に係る退職共済年金関係）、③厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第27号：旧農林共済組合に係る退職共済年金関係）の改正

○施行日

平成25年10月1日（改正後の省令の施行日）

○雇用保険による給付

雇用保険法による基本手当・船員保険法による失業保険金（以下「基本手当」という）

雇用保険法による高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金、船員保険法による高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金（以下「高年齢雇用継続給付金」という）

○支給停止事由該当届

老齢厚生・退職共済年金受給権者 支給停止事由該当届（様式第583号）

○雇用情報

厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室から提供を受ける、高年齢雇用継続給付の支給状況や求職の申込み等に関する情報

○支払保留6

雇用保険給付受給による支給停止事由該当届の未提出のための年金の支払保留

I. 背景・目的

65歳前の老齢厚生年金の受給権者が、雇用保険の求職の申込みを行ったときや高年齢雇用継続給付を受けられるようになった場合（以下「求職申込等」という。）については、年金が支給停止になることに伴い、受給権者から「老齢厚生・退職共済年金受給権者 支給停止事由該当届」（以下「支給停止事由該当届」という。）の提出を求めているところです。

一方、厚生労働省に対し国民から要望のあった「規制改革要望」等において、雇用保険による給付と年金との調整に必要とされている支給停止事由該当届を省略するなど、現在の手続きの改善要望が寄せられています。

このため、年金給付の適正な支給及び年金受給権者の利便性の向上に向けた対応を図る観点から、支給停止事由該当届の届出手続きを簡素化する措置を講じるため、省令改正が行われました。

また、雇用保険による給付と年金の調整に関しては、これ以外にも様々な改善要望が寄せられているため、省令改正にかかるシステム開発にあわせて雇用保険と年金の調整にかかる諸々の年金給付システムの機能改善を行います。

Ⅱ. 省令改正の概要

1. 支給停止事由該当届の省略

65歳前の老齢厚生年金の受給権者について、日本年金機構が雇用保険被保険者番号を把握している場合には、労働市場センター業務室から提供を受ける求職申込等を行った者にかかる情報の中から、雇用保険被保険者番号をキーとして求職申込等を確認することができるため、受給権者からの支給停止事由該当届の提出を不要とします。

2. 雇用保険被保険者番号の届出

年金請求の際に雇用保険被保険者番号を有していなかったこと等により、日本年金機構が雇用保険被保険者番号を把握していない65歳前の老齢厚生年金の受給権者については、当該受給権者が求職申込等を行ったときに、雇用保険被保険者番号の届出が必要となります。

3. 施行日

平成25年10月1日

4. 経過措置

受給権発生日及び求職申込等が共に施行日前の場合は、従前のおり、支給停止事由該当届の届出が必要となります。

Ⅲ. 年金給付システム機能改善の概要

1. 基本手当受給者の65歳3カ月経過による事後精算

基本手当と年金の調整については、65歳到達月まで行われるため、65歳到達以降の基本手当の支給記録がある場合は、65歳到達月まで基本手当の受給が確定したのものとして事後精算を行っています。

一方で、65歳到達月以降の基本手当の支給記録がない場合は、基本手当の受給満了日を迎えるまで事後精算が行われないため、年金の支給が遅れる事象があります。

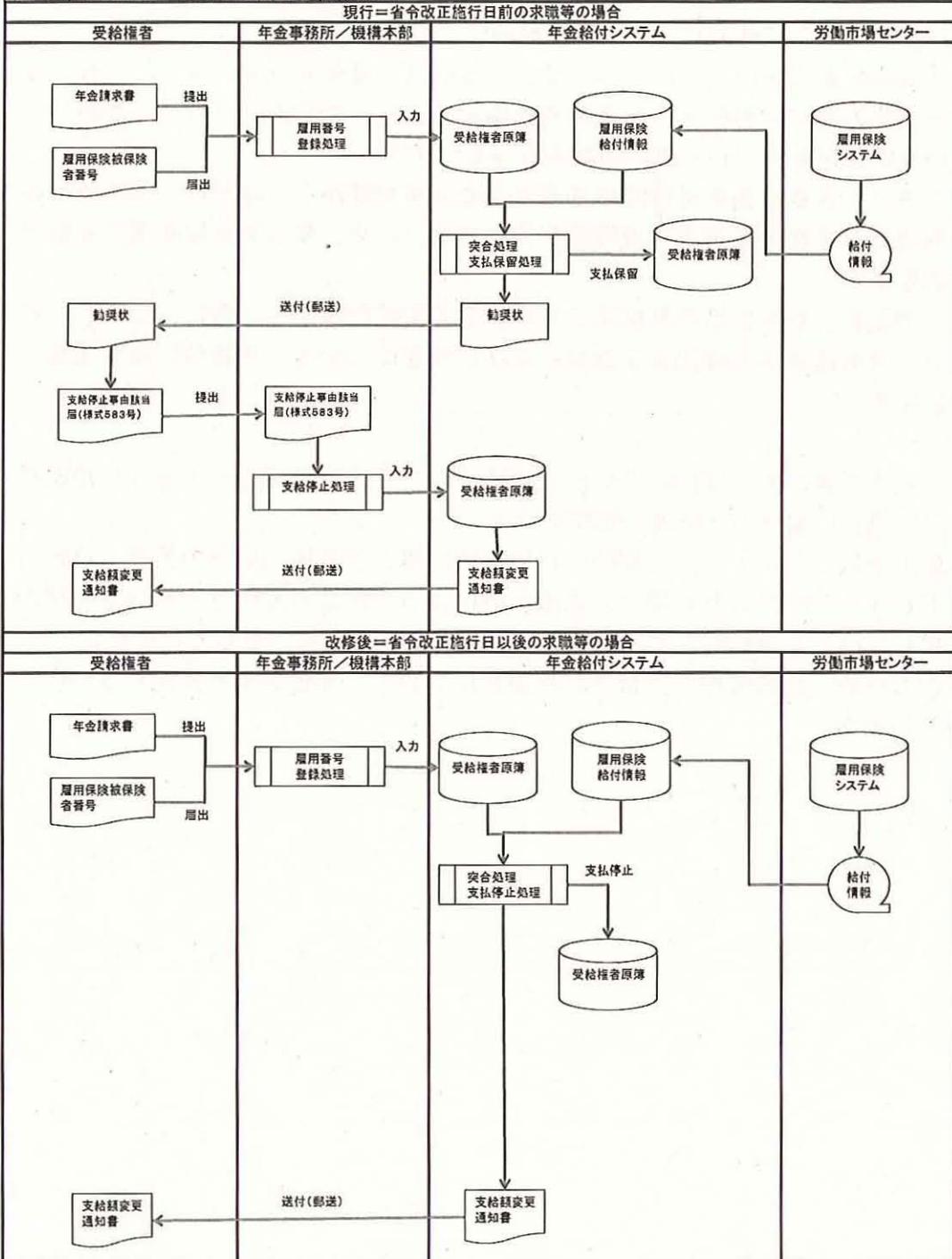
このため、65歳到達月以降の基本手当の支給記録がない者について、65歳3カ月で基本手当受給満了日を迎えない場合について、機械的に事後精算を行います。

2. 基本手当の支給期間がない求職申込取消の情報（台帳コード01）が回付された場合における支給停止処理の抑止

雇用情報において、支給期間のない求職情報と求職申込取消の情報（台帳コード01）が回付された場合、当該求職によって年金を支給停止すべき期間が存在しないにもかかわらず、年金の支給を停止する取扱いとしています。

このため、当該情報が回付された場合について、年金を支給停止しないよう改善します。

雇用保険の給付と年金給付の調整事務概要図



↑ 穴あけチエック用 ↓

IV. 省令改正にかかる事務処理

<改正後の省令の適用条件>

- 施行日以後、改正後の省令の規定が適用される場合は次のとおりです。
 - ・施行日前に年金の受給権者となり、施行日以後に支給停止事由に該当した場合
 - ・施行日以後に年金の受給権者となり、支給停止事由に該当した場合
- 上記の対象者が、ハローワークに求職の申込みをしたとき、又は高年齢雇用継続給付金を受けることができるときは、支給停止事由該当届の届出が原則不要※となります。
 - ※日本年金機構へ雇用保険被保険者番号を届出していない場合は届出が必要です。
- 経過措置として、年金受給権発生日及び求職申込等年月日が、共に施行日前の場合は、従来どおり支給停止事由該当届の届出が必要となります。

<省令改正に伴うシステム対応>

- 労働市場センターから回付される雇用情報を検索し、支給停止事由該当届の届出省略の対象となる求職申込等を判定します。
- 届出省略の対象については支払保留6を設定せず、支給停止事由該当届の勸奨を行いません。
- 届出省略の対象について諸変更トランズを自動作成し、該当する事由による調整を行います。
- 雇用情報のうち、届出省略の対象となるものと、対象外であり届出が必要なものが複数存在した場合は、届出に基づくオンライン入力処理が行われるまで自動調整を行いません。
- 届出が必要な求職申込等が処理される前に、届出省略の対象となる求職申込等の雇用情報の回付があった場合、これを契機として届出が必要な求職申込等に対して届出勸奨を行います。

1. 支給停止事由該当届の届出省略

支給停止事由該当届の届出（以下「届出」という。）が不要となる場合とは、施行日以後に年金受給権が発生する場合又は求職申込等をした場合です。

※雇用保険被保険者番号が受給権者原簿に登録されていることが前提です。

このため、年金受給権発生日及び求職申込等年月日が共に施行日前に存在する場合は、従来どおり届出が必要であり、支払保留6を設定して届出勧奨を行います。

なお、施行日以後であっても、雇用保険被保険者番号が受給権者原簿に登録されるまでの間は、従来どおり調整及び届出勧奨の対象となりません。

(1) 届出省略の対象についての判定基準

年金の受給権発生日又は求職申込等年月日[※]のいずれかが施行日以後の場合、支給停止事由該当届の届出を不要とし、自動的に調整を行うため、支払保留6の設定及び届出勧奨を行いません。

※求職申込等年月日

○基本手当の場合・・・求職年月日

○高年齢雇用継続給付金の場合・・・支給対象となった最初の月の1日

※高年齢雇用継続給付金の額が調整対象となるか否かに関係なく、支給対象月が施行日前後か否かにより判断します。

雇用情報に求職申込等年月日が複数存在する場合は、それぞれの求職申込等年月日ごとに判定します。そのうち1つでも施行日前の求職申込等年月日が存在する場合は、従来どおり支払保留6を設定し届出勧奨を行います。

届出要否の判定については、次頁以降の図を参考にしてください。

＜システム上、支払保留6の設定及び届出勧奨を行うケース＝届出必要＞

項番	受給権発生		前後関係	求職申込日		イメージ図	改修後の処理
	施行日 前	施行日 以後		施行日 前	施行日 以後		
1	○	-	<	○	-		現行どおり (保留/勧奨)
2	○	-	>	○	-		現行どおり (保留/勧奨)

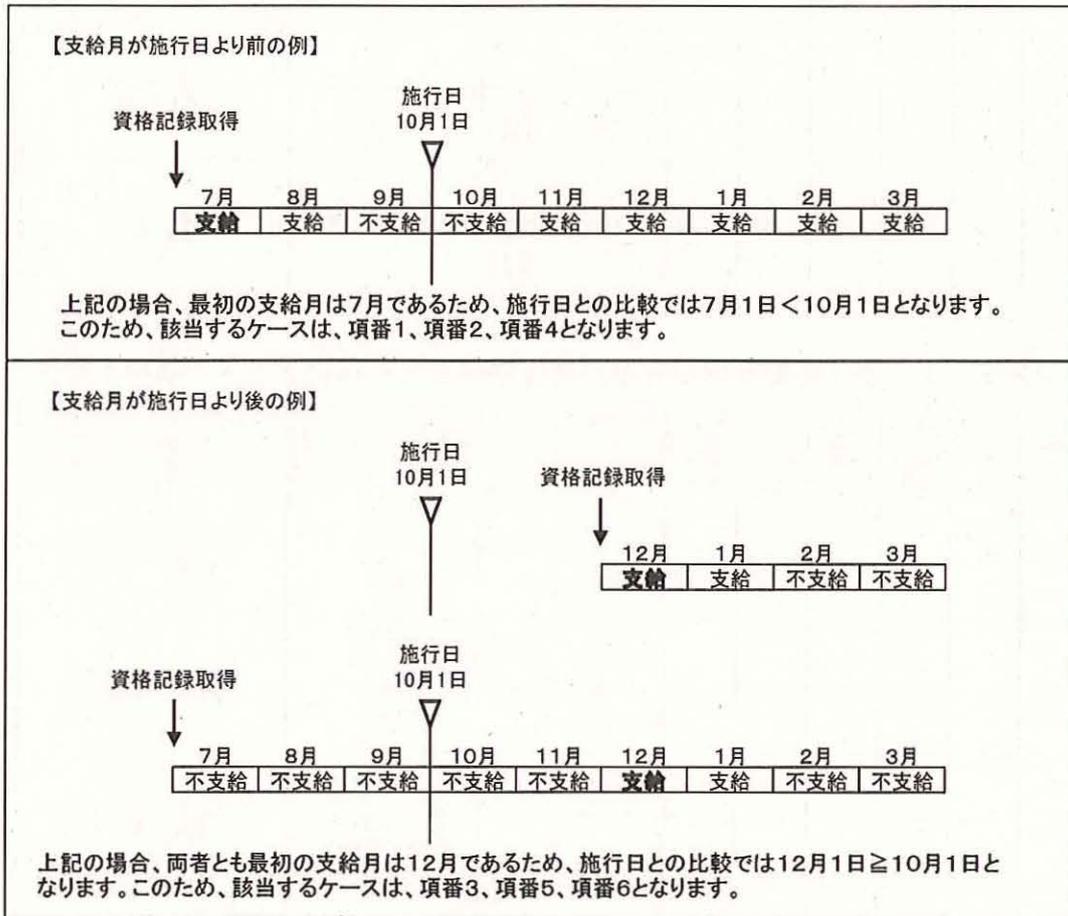
＜システム上、支払保留6の設定及び届出勧奨を行わないケース＝届出不要＞

項番	受給権発生		前後関係	求職申込日		イメージ図	改修後
	施行日 前	施行日 以後		施行日 前	施行日 以後		
3	○	-	<	-	○		申込日から支給停止とする※ (保留なし/勧奨なし)
4	-	○	>	○	-		受発から支給停止とする (保留なし/勧奨なし)
5	-	○	<	-	○		申込日から支給停止とする※ (保留なし/勧奨なし)
6	-	○	>	-	○		受発から支給停止とする (保留なし/勧奨なし)

※ 図中「項番3」及び「項番5」に「申込日から支給停止とする」とありますが、基本手当にあっては求職の申込みをした翌月から、又、高年齢雇用継続給付金にあっては調整の対象となった月について、支給停止となります。

↑ 穴あけチエック用 ↓

<高年齢雇用継続給付金の支給月との関連>



↑ 穴あけチエック用 ↓

(2) 雇用保険による給付と年金との調整が自動的に行われるタイミング

- ①既裁定者にかかる月次一括処理時（毎月7日前後）
- ②オンライン入力時（施行日以後の求職申込等に対する、施行日前の雇用併給調整トランズ（51-31、51-32、51-33）入力時）
- ③老齢厚生年金の新規裁定および再裁定決定後の連動処理時

①既裁定者にかかる月次一括処理時

従来どおり、月次処理（毎月7日前後）によって、労働市場センターから雇用情報を取得し、それに伴い支払保留6の設定、勸奨状の作成、支給停止の解除、再度の支給停止処理を行います。

ア. 支払保留6の作成条件の変更

求職申込等年月日が施行日以後の場合、支払保留トランズ(20-06)を作成しません。施行日前の対象者については従来どおり支払保留6を作成します。

イ. 届出勧奨の作成条件変更

届出省略に伴うシステム改修において、次のとおり支給停止事由該当届の届出勧奨状の作成条件の変更を行います。

○求職申込等年月日が施行日以後の場合、勧奨状は作成しません。

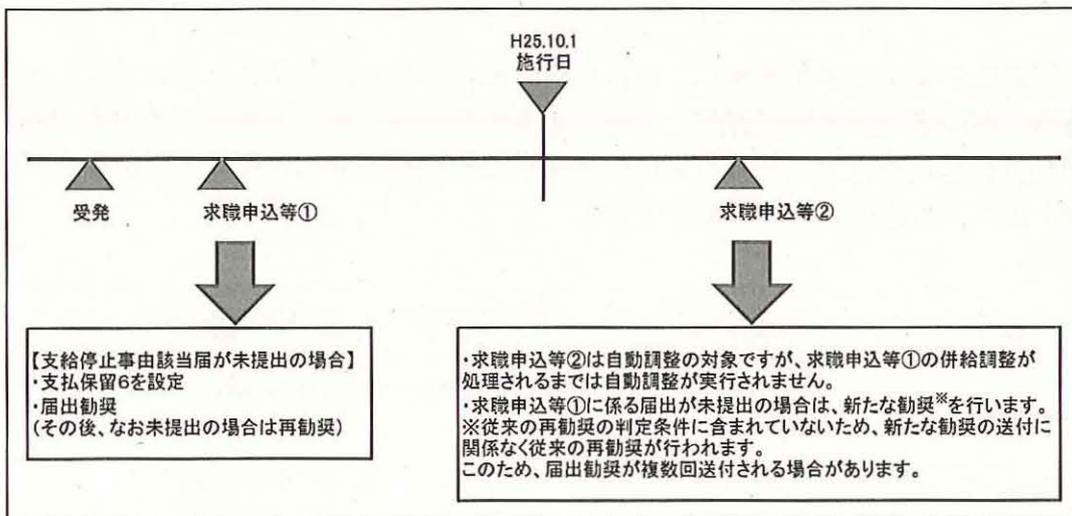
○既に支払保留6が設定されている者に対して、施行日以後に新たな求職申込等があった場合、支払保留6の原因となった施行日前の求職申込等に対して1回のみ、勧奨状の作成を行います。

○支払保留6の原因となった施行日前の求職申込等が複数存在した場合は、直近の求職申込等に対してのみ、1通の勧奨状を作成します。

従来、支払保留6の作成時に届出勧奨を行い、その後提出されない場合は再勧奨を実施しています。(これを「従来の勧奨」、「従来の再勧奨」といいます。)

この従来の再勧奨とは別に、「新たな勧奨」を行う契機を設けます。従来の再勧奨の判定条件には、新たな勧奨は含まれないため、雇用情報が回付されるタイミングによっては、①従来の勧奨→②新たな勧奨→③従来の再勧奨を行う場合があります。

また、施行日前後の雇用情報が、基本手当と高年齢雇用継続給付金とで種類が異なる場合であっても勧奨状は作成されます。



ウ. 支給停止・支給停止解除トランズ作成条件の変更

雇用情報により施行日以後と判定した場合、従来は支給停止事由該当届のオンライン入力により行われてきた初回の支給停止及び支給停止解除トランズの作成を自動的に行います。施行日以後に複数の求職申込等があった場合であっても、すべての支給停止及び支給停止解除トランズの作成を自動的に行います。

<作成トランズ一覧表>

トランズ	原因	事由	作成元コード
51-31	支給停止	失業給付受給による支給停止	AN
51-32	支給停止	雇用継続給付受給による支給停止	
51-33	支給停止	再就職給付受給による支給停止	
52-31	停止解除	失業給付受給による支給停止の解除	
52-32	停止解除	雇用継続給付受給による支給停止の解除	
52-33	停止解除	再就職給付受給による支給停止の解除	
21 ※支払保留6が設定されていた場合	支払保留解除	—	EN

↑ 穴あけチェック用 ↓

②オンライン入力時

オンラインによる支給停止及び支給停止解除トランズの入力については、従来どおり入力処理が可能です。

複数の求職申込等が存在し、施行日前・施行日以後に分かれる場合、全ての施行日前の求職申込等に対し、支給停止事由該当届に基づくオンライン入力処理が行われた時点で、施行日以後の求職申込等に対する支給停止・支給停止解除トランズの作成を連動して行います。

(例)



③老齢厚生年金の新規裁定および再裁定決定後の連動処理時

新規裁定時における支払保留6の設定は、次のとおり行ってください。

ア. 施行日前に年金受給権発生日及び求職申込等が存在する場合

(P.10「項番1」、「項番2」の場合)

従来どおり新規裁定処理時に支払保留6を設定のうえ、支給停止事由該当届を本部に進達し、本部支払部にてオンライン入力処理を行います。

イ. 施行日以後に年金受給権が発生する場合、又は求職申込等年月日が施行日以後のみに存在する場合 (P.10「項番3」～「項番6」の場合)

新規裁定時に、雇用保険による給付の受給事実を確認(雇用情報又は雇用保険受給資格者証・高年齢雇用継続給付支給決定通知書による確認)した場合は、雇用情報の回付が遅延した場合の年金過払い防止のため、原則として支払保留6を設定してください。(雇用保険受給資格者証・高年齢雇用継続給付支給決定通知書により確認した場合は、そのコピーを年金請求書に添付してください。)その後の裁定決定後の連動処理において、雇用情報との突合を行い、自動的に支給停止・支給停止解除トランズの作成及び保留解除が行われます。

ただし、例外として、次の場合は自動的に支給停止・支給停止解除トランズの作成及び保留解除が行われないため、従来どおり支払保留6の設定を行わないようご注意ください。

○高年齢雇用継続給付金の不支給情報のみがあり、支給情報がない場合。

なお、施行日以後に、施行日前の求職申込等年月日の情報が回付された場合は、従来どおり支払保留6が自動的に設定されます。

※ 雇用保険による給付と年金との調整を自動的に行うためには、雇用保険被保険者番号が受給権者原簿に登録されていることが必要です。従来どおり、年金請求時の雇用保険被保険者番号の届出についてご注意ください。

なお、雇用保険被保険者番号については、省令の規定により「直近に交付された雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号」を記載すること、雇用保険の被保険者資格喪失後7年を経過した場合は当該番号が失効することを踏まえ、適宜厚生年金被保険者記録を参照し確認してください。

※ 年金証書に記載される年金額は従来どおり、雇用保険による給付と年金との調整前の年金額を記載し、調整後の金額は別途「年金額変更通知書」によって通知します。

(3) 旧三共済 (JR・JT・NTT) 及び旧農林共済年金受給権者の取扱い

老齢厚生年金と同様、65歳前の退職共済年金受給権者についても届出省略の対象となります。

老齢厚生年金では、雇用保険被保険者番号が受給者原簿に登録されていることが前提となりますが、退職共済年金の受給者原簿には、雇用保険被保険者番号を登録する欄がありません。本部業務渉外部 (旧三共済：渉外グループ、旧農林共済：農林共済業務グループ) の年金給付システム端末設備 (以下「外付けシステム」という) で雇用保険被保険者番号を別に管理していますので、この外付けシステムに登録されていることが前提となります。

退職共済年金受給権者については、施行日以後、年金給付システムによる機械処理ではなく、この外付けシステムの出力情報に基づき、業務渉外部においてオンライン入力処理を行うこととなります。この外付けシステムについては、Ⅲの年金給付システムの機能改善には対応していません。

なお、退職共済年金受給権者の多くの方は、老齢厚生年金よりも支給開始年齢が早いため、退職共済年金の受給権発生時に、雇用保険被保険者番号を有していなかった者が、老齢厚生年金の請求時に、雇用保険被保険者番号を有しているケースが考えられます。このようなケースでの退職共済年金の外付けシステムへ雇用保険被保険者番号の登録が漏れないように、以下の取扱いとしてください。

＜老齢厚生年金の請求時に、雇用保険被保険者番号を確認したとき＞

- 退職共済年金の雇用保険被保険者番号の登録が不明なときは、業務渉外部に電話で雇用保険被保険者番号の登録の有無を確認してください。
- 登録が無い場合は、「127-2号【その他用】」に基礎年金番号・退職共済年金の年金コードを記載して、備考欄に「雇用保険被保険者番号登録」と朱書きの上で、雇用保険被保険者番号が確認できる書類を添付して進達してください。
- また、同時に求職申込等をしており支給停止となる場合は、退職共済年金に関しては、次頁の「2. 雇用保険被保険者番号の届出」の方法により進達してください。

1170 年金受給権発生 (雇用番号無)



登録処理

1150 年金受給権発生 (雇用番号有)

○1150：年金請求書の受付

○1170：127-2号又は583号の進達

2. 雇用保険被保険者番号の届出

年金請求の際に雇用保険被保険者番号を有していなかった、または年金請求後に初めて雇用保険の被保険者となった等により、日本年金機構が雇用保険被保険者番号を把握していない年金受給権者については、当該受給権者が求職申込等を行い、調整の対象となったときに、支給停止事由該当届の届出が必要となります。

支給停止事由該当届に、雇用保険被保険者番号が確認できる書類（コピー可）を添付して、「国民年金・厚生年金保険・船員保険 年金に係る決定・支払処理の再調査及び訂正について」（様式 127-2 号【その他用】）を本部に進達してください。本部にて受給権者原簿に雇用保険被保険者番号を登録するとともに、年金過払い防止のために支給停止トランズの入力処理を行います。

なお、この場合、省令改正により、支給停止事由該当届の記載項目のうち、求職の申込みを行った年月日及び高年齢雇用継続給付金を受けることになった最初の支給対象年月についての記入は不要となりますので、ご注意ください。

※省令改正に伴う帳票の取扱いは、「VI. 帳票関係」を参照してください。

V. 機能改善にかかる事務処理

1. 基本手当受給者の65歳3カ月事後精算

(現行)

65歳到達月以降の支給記録がない場合は、基本手当の受給満了日を迎えるまで調整を行わないこととしており、年金の支給が遅れる事象があります。

(改善後)

65歳到達月以降の支給記録がない者に対して、受給満了日前であっても、65歳到達月から3カ月経過後の月次一括処理において、機械的に事後精算を行います。

※機能改善後のシステムが稼働する平成25年9月30日以後に、事後精算契機(65歳到達月から3カ月経過後の月次一括処理)に該当する方が対象となります。

具体的な事例については、次頁を参考にしてください。

1. 基本手当受給者の65歳3カ月事後精算

<例>

特老厚	老厚
	老基

65歳
H25.11.20

<基本手当受給記録>
 求職日 H25.7.27
 (待期間間: H25.7.27~H25.8.2 / 給付制限: H25.8.3~H25.11.2)
 受給満了日 H26.6.30
 受給記録 なし

<現行>

65歳到達時点

待期間間及び給付制限期間
にかかる支給停止

特老厚	老厚
	老基

65歳
H25.11.20

基本手当の受給がないが、待期間間及び給付制限期間は事後精算まで支給停止。

受給満了日(H26.6.30)後の雇用併給処理で事後精算

雇用併給調整による支給停止	老厚
特老厚	老基

H26.6

遺及支払

⇒ H25.8~H25.11の基本手当の受給記録がないため、事後精算により待期間間及び給付制限期間にかかる支給停止を解除する。

<改修後>

65歳到達時点

特老厚	老厚
	老基

65歳
H25.11.20

H26.2
(H26.4定期支払)※

65歳3カ月後(=H26.2) <受給満了(H26.6)のため、事後精算を行う。
 ⇒ H25.8~H25.11の受給記録がないため、事後精算により待期間間及び給付制限期間にかかる支給停止を解除する。
 ※H25.12~H26.2の3カ月を経過した後、H26.3の月次一括処理により支払はH26.4定期支払となる。

2. 基本手当の支給期間がない求職申込取消の情報（台帳コード01）が回付された場合における支給停止処理の抑止

（現行）

雇用情報において、基本手当の支給期間がない求職申込取消の情報（台帳コード01）が回付された場合、当該求職によって年金を支給停止すべき期間が存在しないにもかかわらず、年金の支給を停止する取扱いとなっています。

（改善後）

基本手当の支給期間がない求職申込取消の情報が回付された場合について、年金を支給停止しないようにします。

支給期間がないまま、後日台帳コード01が回付された場合、自動で支給停止処理の取消を行います。また、さらにその後、基本手当の「支給あり」の情報が回付された場合は、自動で支給停止処理を実施します。

※機能改善後のシステムが稼働する平成25年9月30日以後の求職の申込みが対象となります。稼働日前については従来のとおりとなりますのでご注意ください。

具体的な事例については、次頁を参考にしてください。

2. 基本手当の支給期間がない求職申込取消等の情報(台帳コード01)が回付された場合における支給停止処理の抑止

<例>

特老厚

▲ ▲
① ②

<基本手当受給記録>

① 求職 H25.10.31
 受給記録なし

② 台帳閉鎖(台帳コード「01」) * 求職日は①と同じ

<現行>

①により支給停止事由該当届の届出勧奨

雇用併給調整による支給停止

▲
①

支給停止事由該当届の提出⇒処理により支給停止の開始。

②によっては処理なし

雇用併給調整による支給停止

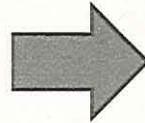
▲
②

3ヶ月経過により、1ヵ月分の支給停止の解除

雇用併給調整による支給停止

▲

⇒以降受給満了まで毎月支給停止解除を繰り返す。



<改修後>

①により支給停止(機械処理)

雇用併給調整による支給停止

▲
①

②により支給停止の取消(機械処理)

雇用併給調整による支給停止

▲
②

⇒支給停止処理を行わず、通常サイクルで年金の支払いを行う。

VI. 帳票関係

1. 年金請求書（ターンアラウンド用）に同封する支給停止事由該当届

従来、特別支給の老齢厚生年金（以下「特老厚」という。）の受給権が発生する者および特老厚未請求者に送付する年金請求書（ターンアラウンド用）に同封しておりました支給停止事由該当届について、次のとおり取扱いを変更しました。

（1）特老厚の受給権が発生する者

平成25年7月送付分（10月生月者）からは、施行日以後に年金受給権が発生する方が送付対象となることから、支給停止事由該当届を同封していません。

（参考）【給付情 2013-67】『支給停止事由該当届』の届出省略にかかる省令改正に伴う年金請求書（ターンアラウンド用）の取扱い変更」（情報提供）

なお、坑内員・船員にかかる特老厚の支給開始年齢の特例※に該当する場合で、生年月日が昭和29年4月1日までの方については、施行日前（59歳到達時）に年金受給権が発生しているため、施行日前の雇用保険による給付については、支給停止事由該当届の届出が必要となりますのでご注意ください。

※坑内員・船員としての3分の4倍等されない実際の厚生年金保険の加入期間が15年以上あって、施行日以後に老齢基礎年金の受給資格期間を満たす方の特老厚支給開始年齢については、下表を参考にしてください。

生年月日	支給開始年齢	60歳到達年月
S28.4.2 ~ S29.4.1	59歳	H25.4 ~ H26.3
S29.4.2 ~ S33.4.1	60歳	H26.4 ~ H30.3
S33.4.2 ~	生年月日に応じ段階的に引上げ	H30.4 ~

（2）特老厚未請求者（65歳到達時に送付）

従来どおり支給停止事由該当届を同封します。なお、平成25年9月送付分（12月生月者）より、様式変更後の支給停止事由該当届を同封しています。

（参考）【給付情 2013-89】「年金請求書（ターンアラウンド用）に同封する『支給停止事由該当届』の様式変更」（情報提供）

2. 電子帳票（機構LAN掲載分）

平成25年10月より様式変更します。

3. 厚生年金保険 老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届 (届出勧奨用)
届出省略にかかる省令改正を契機とした様式変更は行いません。

4. 雇用保険と年金との調整の届出・手続き解説リーフレット (LK38)

【給付情 2013-76】「平成25年10月年金額改定等に伴う管理帳票の様式変更」(情報提供)によりお知らせしました、変更後の様式は別紙1のとおりです。

VII. 広報

1. 「日本年金機構からのお知らせ」平成25年9月号への掲載

2. 日本年金機構ホームページへの掲載 (9月下旬予定)

※ 別途、ハローワークに対する周知ついて、厚生労働省年金局と調整を行っています。

高年齢雇用継続給付と年金との調整

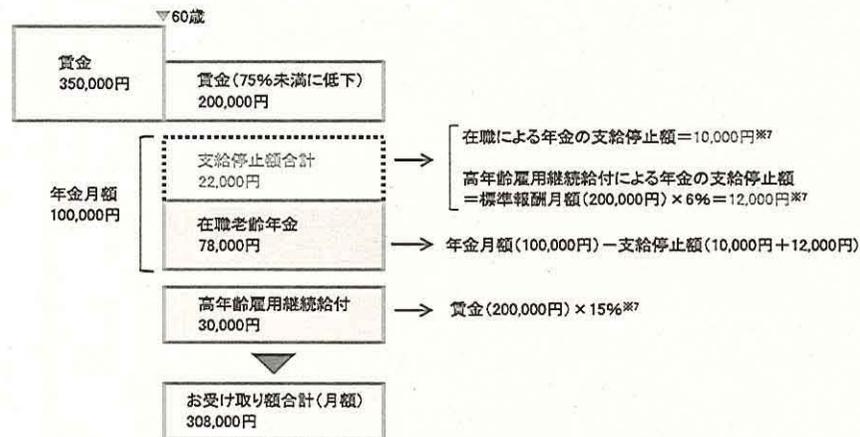
高年齢雇用継続給付※6とは原則、雇用保険の加入期間が5年以上ある60歳から65歳になるまでの加入者に対して、賞金額が60歳到達時の75%未満になった方を対象に、最高で賞金額の15%に当たる額が支払われるものです。

一方、年金を受けながら厚生年金保険に加入している方が高年齢雇用継続給付を受けられるときは、在職による年金の支給停止だけでなく、さらに年金の一部が支給停止されます。支給停止される年金額は、最高で標準報酬月額（賞金額を一定の幅で区分した、年金等の計算の基礎となる額）の6%に当たる額です。

※6 高年齢雇用継続給付・・・雇用保険法の高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金（船員保険法の高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金も同様に調整の対象となります）

高年齢雇用継続給付による年金支給停止の例

年金月額100,000円の方の賞金額が350,000円から200,000円となった場合（賞金割合が75%未満に低下）、年金の支給停止額（月額）は、在職による停止額と高年齢雇用継続給付による停止額を合わせて、22,000円となります。
この例では、賞金200,000円、年金78,000円、高年齢雇用継続給付30,000円を合わせて、月額308,000円のお受け取りとなります。



※7 在職による年金の支給停止額、高年齢雇用継続給付による年金の支給停止額および高年齢雇用継続給付の支給率は一例ですので、実際の年金額や賞金額等により異なります。

ご不明な点は、お近くの年金事務所・街角の年金相談センターへ
日本年金機構ホームページではお近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などをご覧いただけます。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

失業給付・高年齢雇用継続給付の手続きをされた方へ

雇用保険の給付を受けると 年金が止まります！

退職された方

65歳になるまでの老齢厚生年金は、ハローワークで求職の申込みをすると、年金の全額が支給停止されます。【P.2～P.3へ】

厚生年金保険に加入中の方

65歳になるまでの老齢厚生年金は、雇用保険の高年齢雇用継続給付を受けられるときは、在職による年金の支給停止だけでなく、さらに年金の一部が支給停止されます。【P.4へ】

年金請求時に、雇用保険に関する届出をお願いします。

- 年金請求書に「雇用保険被保険者番号」を記入してください。
- 雇用保険被保険者番号を確認できる書類（「雇用保険被保険者証」や「雇用保険受給資格者証」等のコピー）を添付してください。

失業給付と年金との調整

65歳になるまでの老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を含みます）や退職共済年金（以下、「年金」といいます）は、ハローワークで求職の申込みをしたときは、実際に失業給付^{※1}を受けたかどうかには関係なく、一定のあいだ加給年金額も含めて年金の全額が支給停止されます。

※1 失業給付…雇用保険法の基本手当（船員保険法の失業保険金も同様に調整の対象となります）

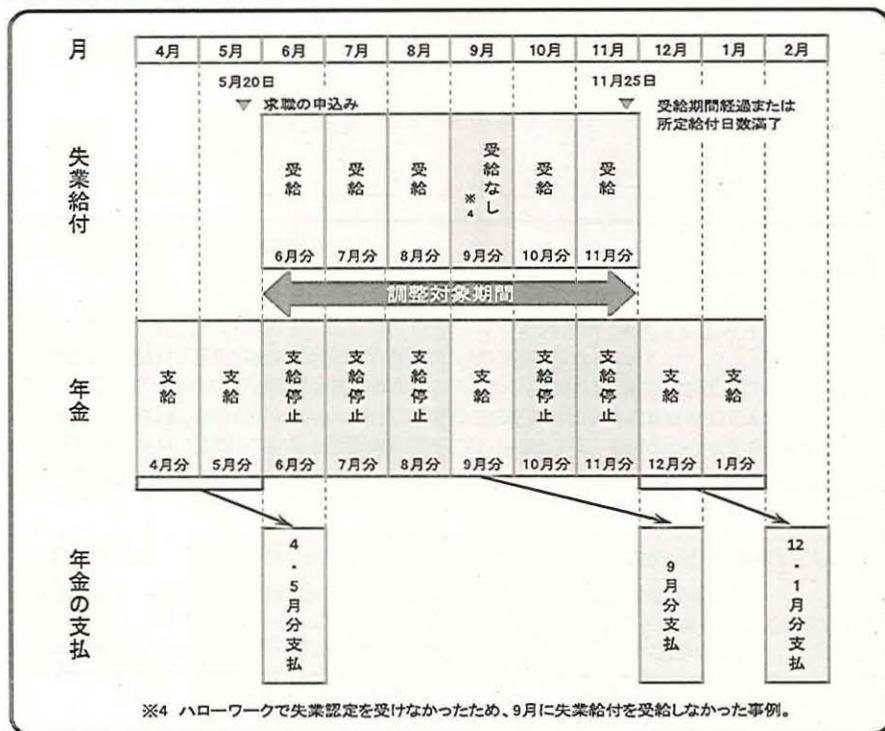
調整の基本的な仕組み

年金が支給停止される期間（これを「調整対象期間」といいます）は、求職の申込みをした月の翌月から失業給付の受給期間が経過した月^{※2}または所定給付日数を受け終わった月^{※3}までです。ただし、調整対象期間中に失業給付を受けなかったときの、その月分の年金のお支払いや、失業給付の受給期間が経過したときの年金のお支払い開始は、約3カ月後となります。

※2 受給期間が経過した月………受給期間満了日の翌日が属する月

※3 所定給付日数を受け終わった月……最後の失業認定日が属する月

失業給付と年金との調整の例



事後精算

調整対象期間中に、失業給付を受けた日が1日でもある月は、年金の全額が支給停止されます。このため、失業給付を受けた日数の合計が同じであっても、月をまたいで失業給付を受けたかどうかの違いにより、年金が支給停止される月数が異なる場合があります。

この場合、失業給付の受給期間が経過した日（または所定給付日数を受け終わった日）に調整が行われ、さかのぼって年金が支払われます。これを、「事後精算」といいます。

事後精算の仕組み

支給停止されていた年金のうち、お支払いできる月数（これを「支給停止解除月数」といいます）を次の式で計算します。支給停止解除月数が1カ月以上の場合、その月数分の年金がさかのぼって支払われます。

$$\text{支給停止解除月数}^{\ast 5} = \frac{\text{年金停止月数} - \text{失業給付の支給対象となった日数}}{30\text{日}}$$

※5 失業給付の支給対象となった日数を30で割った数に1未満の端数が生じる場合は、その端数を1に切り上げます。失業給付の支給対象となった日数には、待期間や自己都合で退職した場合の給付制限期間は含まれません。

事後精算の例



失業給付と年金との調整

65歳になるまでの老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を含みます）や退職共済年金（以下、「年金」といいます）は、ハローワークで求職の申込みをしたときは、実際に失業給付※1を受けたかどうかには関係なく、一定のあいだ加給年金額も含めて年金の全額が支給停止されます。

※1 失業給付・・・雇用保険法の基本手当（船員保険法の失業保険金も同様に調整の対象となります）

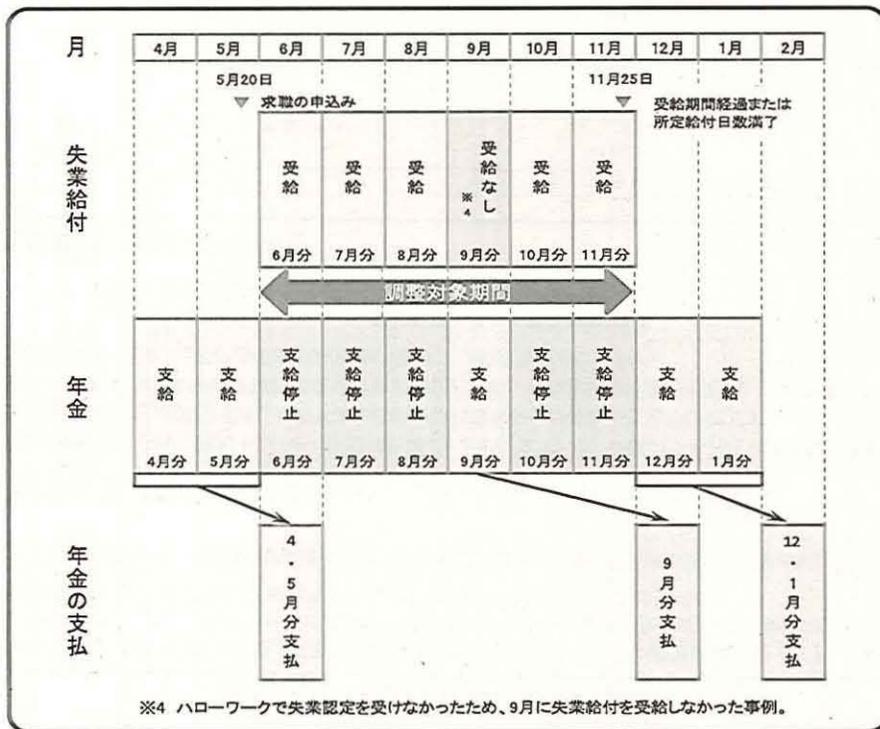
調整の基本的な仕組み

年金が支給停止される期間（これを「調整対象期間」といいます）は、求職の申込みをした月の翌月から失業給付の受給期間が経過した月※2または所定給付日数を受け終わった月※3までです。ただし、調整対象期間中に失業給付を受けなかったときの、その月分の年金のお支払いや、失業給付の受給期間が経過したときの年金のお支払い開始は、約3カ月後となります。

※2 受給期間が経過した月・・・受給期間満了日の翌日が属する月

※3 所定給付日数を受け終わった月・・・最後の失業認定日が属する月

失業給付と年金との調整の例



事後精算

調整対象期間中に、失業給付を受けた日が1日でもある月は、年金の全額が支給停止されます。このため、失業給付を受けた日数の合計が同じであっても、月をまたいで失業給付を受けたかどうかの違いにより、年金が支給停止される月数が異なる場合があります。

この場合、失業給付の受給期間が経過した日（または所定給付日数を受け終わった日）に調整が行われ、さかのぼって年金が支払われます。これを、「事後精算」といいます。

事後精算の仕組み

支給停止されていた年金のうち、お支払いできる月数（これを「支給停止解除月数」といいます）を次の式で計算します。支給停止解除月数が1カ月以上の場合、その月数分の年金がさかのぼって支払われます。

$$\text{支給停止解除月数}^{\ast 5} = \text{年金停止月数} - \frac{\text{失業給付の支給対象となった日数}}{30日}$$

※5 失業給付の支給対象となった日数を30で割った数に1未満の端数が生じる場合は、その端数を1に切り上げます。失業給付の支給対象となった日数には、待期間や自己都合で退職した場合の給付制限期間は含まれません。

事後精算の例



高年齢雇用継続給付と年金との調整

高年齢雇用継続給付※6とは原則、雇用保険の加入期間が5年以上ある60歳から65歳になるまでの加入者に対して、賃金額が60歳到達時の75%未満になった方を対象に、最高で賃金額の15%に当たる額が支払われるものです。

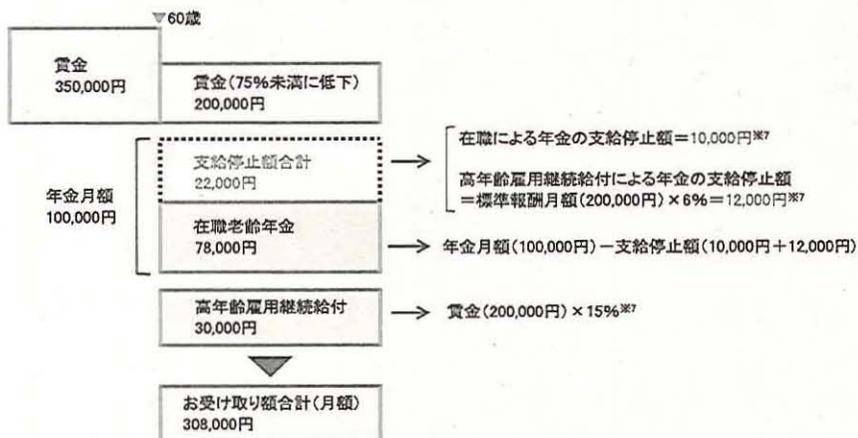
一方、年金を受けながら厚生年金保険に加入している方が高年齢雇用継続給付を受けられるときは、在職による年金の支給停止だけでなく、さらに年金の一部が支給停止されます。

支給停止される年金額は、最高で標準報酬月額（賃金額を一定の幅で区分した、年金等の計算の基礎となる額）の6%に当たる額です。

※6 高年齢雇用継続給付・・・雇用保険法の高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金（船員保険法の高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金も同様に調整の対象となります）

高年齢雇用継続給付による年金支給停止の例

年金月額100,000円の方の賃金額が350,000円から200,000円となった場合（賃金割合が75%未満に低下）、年金の支給停止額（月額）は、在職による停止額と高年齢雇用継続給付による停止額を合わせて、22,000円となります。
この例では、賃金200,000円、年金78,000円、高年齢雇用継続給付30,000円を合わせて、月額308,000円のお受け取りとなります。



※7 在職による年金の支給停止額、高年齢雇用継続給付による年金の支給停止額および高年齢雇用継続給付の支給率は一例ですので、実際の年金額や賃金額等により異なります。

ご不明な点は、お近くの年金事務所・街角の年金相談センターへ

日本年金機構ホームページではお近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などをご覧いただけます。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

失業給付・高年齢雇用継続給付の手続きをされた方へ

雇用保険の給付を受けると 年金が止まります！

退職された方

65歳になるまでの老齢厚生年金は、ハローワークで求職の申込みをすると、年金の全額が支給停止されます。【P.2～P.3へ】

厚生年金保険に加入中の方

65歳になるまでの老齢厚生年金は、雇用保険の高年齢雇用継続給付を受けられるときは、在職による年金の支給停止だけでなく、さらに年金の一部が支給停止されます。【P.4へ】

年金請求時に、雇用保険に関する届出をお願いします。

- 年金請求書に「雇用保険被保険者番号」を記入してください。
- 雇用保険被保険者番号を確認できる書類（「雇用保険被保険者証」や「雇用保険受給資格者証」等のコピー）を添付してください。

Q & A

「老齢厚生・退職共済年金受給権者 支給停止事由該当届」の届出省略等にかかる雇用保険法等による給付と老齢厚生年金等との調整に関する事務の取扱い

(平成25年10月実施分)

↑
穴あけチエック用
↓

平成25年9月20日

日本年金機構

年金給付部

【職員用】

(1. 省令改正関係)

- Q 1. なぜ、受給権者からの支給停止事由該当届の届出を不要とする省令改正が行われたのですか。 P. 4
- Q 2. 基本手当においては、いつの求職の申込みから支給停止事由該当届の届出が必要になりますか。 P. 4
- Q 3. 高年齢雇用継続給付金及び再就職給付金においては、いつの支給から支給停止事由該当届の届出が必要になりますか。 P. 4
- Q 4. 支給停止事由該当届の届出が必要なくなるのは、受給権発生年月日がいつの方からですか。 P. 4
- Q 5. 施行日以後の求職申込等をした者で、受給権者原簿に雇用保険被保険者番号が登録されていない場合、どのような手続きが必要ですか。 P. 5
- Q 6. 支給停止事由該当届が未届となっている施行日以前の求職申込等と、施行日以後の求職申込等とが混在している場合、支給停止事由該当届は必要ですか。 P. 5

(2. 支払保留6の自動作成・手入力関係)

- Q 7. 施行日以後に、受給権発生年月日が施行日前となる遡及裁定を行った者について、施行日前の年月日の求職申込等の情報がありました。新規裁定時に支払保留6を設定しなかった場合、従来どおり支払保留6が自動的に設定されますか。 P. 6
- Q 8. 施行日以後に、施行日前の年月日の求職申込等の情報が回付された場合、従来どおり支払保留6が自動的に設定されますか。 P. 6
- Q 9. 施行日以後に受給権が発生する者の新規裁定をする場合、支払保留6の設定は必要ですか。 P. 6

(3. 年金給付システム機能改善関係)

- Q 10. 基本手当について、65歳到達月以降の支給記録がない者に対して、受給満了日前であっても、65歳到達月から3カ月経過後の月次一括処理において、機械的に事後精算を行うとあります。(実施要領P. 17) 具体的な支払サイクルはどうなりますか。 P. 7

↑ 穴あけチエック用 ↓

- Q 11. 支給期間のない求職情報と求職申込取消情報（台帳 01）が回付された場合、年金の支給停止は実施しないとあります。（実施要領 P. 19）
- ①求職申込等が施行日前で求職申込取消情報（台帳 01）が施行日以後の場合はどうなりますか。
- ②施行日前から既に求職申込取消情報（台帳 01）があり、まだ事後精算がされていない場合はどうなりますか。 P. 7

【お客様用】

- Q 1. 施行日以後は、支給停止事由該当届の届出が必要ないと聞きましたが、支給停止事由該当届の届出をするよう勧奨が届いたのは何故ですか。 P. 8
- Q 2. 支給停止事由該当届の届出をするよう勧奨が届きました。複数の求職申込等がある場合、いつの求職申込分を記入するのですか。 P. 8
- Q 2-1（更問い）平成 25 年 10 月 1 日以後にも求職の申込みをしていますが、それは記入しなくてよいのですか。 P. 8
- Q 2-2（更問い）平成 25 年 10 月 1 日前に基本手当を 2 回受給しています。それぞれ、別の会社を退職したことにより受けています。この場合、支給停止事由該当届は複数枚の届出が必要ですか。 P. 8
- Q 3. 支給停止事由該当届の届出をするよう勧奨が届きました。求職の申込みと高年齢雇用継続給付の両方がある場合、どの給付について記入すればよいのですか。 P. 9

【職員用】

(1. 省令改正関係)

Q 1. なぜ、受給権者からの支給停止事由該当届の届出を不要とする省令改正が行われたのですか。

A 1

お客様より、雇用保険による給付と年金との調整に必要とされている支給停止事由該当届を省略するなど、現在の手続きの改善要望が寄せられており、また、日本年金機構が雇用保険被保険者番号を把握している場合には、労働市場センター業務室から提供を受ける求職申込み等を行った者にかかる情報を活用することによって、求職申込み等を確認することができるため、支給停止事由該当届の届出を不要とするものです。

Q 2. 基本手当においては、いつの求職の申込みから支給停止事由該当届の届出が必要なくなりますか。

A 2

求職の申込み年月日が、平成25年10月1日（施行日）以後の場合は、支給停止事由該当届の届出が不要となります。

Q 3. 高年齢雇用継続給付金及び再就職給付金においては、いつの支給から支給停止事由該当届の届出が必要なくなりますか。

A 3

高年齢雇用継続給付金及び再就職給付金の支給対象となった最初の月の1日が、平成25年10月1日（施行日）以後の場合は、支給停止事由該当届の届出が不要となります。

Q 4. 支給停止事由該当届の届出が必要なくなるのは、受給権発生年月日がいづれの方からですか。

A 4

平成25年10月1日（施行日）以後に年金受給権が発生する方は、省令改正後の施行規則が適用されるため、支給停止事由該当届の届出が不要となります。このため、年金請求書（ターンアラウンド用）のうち、特老厚の受給権発生者について、平成25年7月送付分（10月生月者）からは、施行日以後に年金受給権が発生する方が送付対象となることから、支給停止事由該当届の同封をしないこととしました。

ただし、実施要領 P.10「項番3」のように、施行日前に年金受給権が発生する方であっても、求職申込等年月日が施行日以後の場合は届出不要です。

Q 5. 施行日以後の求職申込等をした者で、受給権者原簿に雇用保険被保険者番号が登録されていない場合、どのような手続きが必要ですか。

A 5

受給権者原簿に雇用保険被保険者番号を登録する必要があるため、支給停止事由該当届に、雇用保険被保険者番号が確認できる書類（コピー可）を添付して、「国民年金・厚生年金保険・船員保険 年金に係る決定・支払処理の再調査及び訂正について」（様式 127-2 号【その他用】）を本部に進達してください。

なお、支給停止事由該当届の記載項目のうち、求職の申込みを行った年月日及び高年齢雇用継続給付を受けることになった最初の支給対象年月についての記入は不要となります。

Q 6. 支給停止事由該当届が未届となっている施行日以前の求職申込等と、施行日以後の求職申込等とが混在している場合、支給停止事由該当届は必要ですか。

A 6

施行日以前の求職申込等に対する支給停止事由該当届の届出が必要です。

なお、複数の求職申込等が存在し、施行日前・施行日以後に分かれる場合、全ての施行日以前の求職申込等に対し、支給停止事由該当届に基づくオンライン入力処理が行われた時点で、施行日以後の求職申込等に対する支給停止・支給停止解除トランズの作成を連動して行います。

トランズ	原因	事由	作成元コード
51-31	支給停止	失業給付受給による支給停止	A N
51-32	支給停止	雇用継続給付受給による支給停止	
51-33	支給停止	再就職給付受給による支給停止	
52-31	停止解除	失業給付受給による支給停止の解除	
52-32	停止解除	雇用継続給付受給による支給停止の解除	
52-33	停止解除	再就職給付受給による支給停止の解除	
21 ※支払保留6が設定されていた場合	支払保留解除	—	E N

↑ 穴あけチエック用 ↓

(2. 支払保留6の自動作成・手入力関係)

Q7. 施行日以後に、受給権発生年月日が施行日前となる遡及裁定を行った者について、施行日前の年月日の求職申込等の情報がありました。新規裁定時に支払保留6を設定しなかった場合、従来どおり支払保留6が自動的に設定されますか。

A7

従来どおり、受給権者原簿に雇用保険被保険者番号の登録がされている場合は、支払保留6が自動的に設定されます。

Q8. 施行日以後に、施行日前の年月日の求職申込等の情報が回付された場合、従来どおり支払保留6が自動的に設定されますか。

A8

従来どおり、受給権者原簿に雇用保険被保険者番号の登録がされている場合は、支払保留6が自動的に設定されます。

Q9. 施行日以後に受給権が発生する者の新規裁定をする場合、支払保留6の設定は必要ですか。

A9

雇用保険による給付の受給事実を確認（雇用情報又は雇用保険受給資格者証・高年齢雇用継続給付支給決定通知書による確認）した場合は、雇用情報の回付が遅延した場合の年金過払い防止のため、原則として支払保留6を設定してください。（雇用保険受給資格者証・高年齢雇用継続給付支給決定通知書により確認した場合は、そのコピーを年金請求書に添付してください。）

その後の裁定決定後の連動処理において、雇用情報との突合を行い、自動的に支給停止・支給停止解除トランズの作成及び保留解除が行われます。

ただし、例外として、次の場合は自動的に支給停止・支給停止解除トランズの作成及び保留解除が行われないため、従来どおり支払保留6の設定を行わないようご注意ください。

○高年齢雇用継続給付金の不支給情報のみがあり、支給情報がない場合。

(3. 年金給付システム機能改善関係)

Q10. 基本手当について、65歳到達月以降の支給記録がない者に対して、受給満了日前であっても、65歳到達月から3カ月経過後の月次一括処理において、機械的に事後精算を行うとあります。(実施要領P.17)
具体的な支払サイクルはどうなりますか。

A10

65歳到達後の月次一括処理(毎月7日前後)を3回経過した月の翌月の支払サイクルにおいて事後精算を行います。具体的な事例は、実施要領P.18を参照してください。

Q11. 支給期間のない求職情報と求職申込取消情報(台帳01)が回付された場合、年金の支給停止は実施しないとあります。(実施要領P.19)
①求職申込等が施行日前で求職申込取消情報(台帳01)が施行日以後の場合はどうなりますか。
②施行日前から既に求職申込取消情報(台帳01)があり、まだ事後清算がされていない場合はどうなりますか。

A11

当該機能改善の対象は、改善後のシステムが稼働する平成25年9月30日以後の求職申込等のみとなるため、①、②いずれの場合も従来どおり3カ月後の1カ月分支払となります。

【お客様用】

Q 1. 施行日以後は、支給停止事由該当届の届出が必要ないと聞きましたが、支給停止事由該当届の届出をするよう勧奨が届いたのは何故ですか。

A 1

平成25年10月1日（施行日）前の求職申込等がある場合は、従来どおり支給停止事由該当届の届出が必要ですので、届出をお願いします。

届出が必要ない場合とは、平成25年10月1日以後に、次の①から③のいずれかに該当した場合です。

①60歳から65歳になるまでの老齢厚生年金の受給権が発生したとき

②ハローワークに求職の申込みをしたとき

③高年齢雇用継続給付等を受けられるようになったとき

※いずれの場合も、年金請求時などに日本年金機構へ雇用保険被保険者番号を届出されている場合に限ります。

Q 2. 支給停止事由該当届の届出をするよう勧奨が届きました。複数の求職申込等がある場合、いつの求職申込分を記入するのですか。

A 2

（雇用情報を確認のうえ、回答を行う。）

お客様の場合、平成25年10月1日前に求職申込等をされたものを記入してください。

Q 2-1（更問い）平成25年10月1日以後にも求職の申込みをしています。それは記入しなくてよいのですか。

A 2-1

平成25年10月1日（施行日）以後に求職の申込みをしたものについては、省令改正により、お客様からの届出は必要なくなりました。届出は必要ありませんが、年金との調整は行われます。厚生労働省（労働市場センター）から基本手当や高年齢雇用継続給付等の情報が日本年金機構に回付されることにより、自動的に年金との調整を行い、年金の支給停止やお支払いの再開を行います。

Q 2-2（更問い）平成25年10月1日前に基本手当を2回受給しています。それぞれ、別の会社を退職したことにより受けています。この場合、支給停止事由該当届は複数枚の届出が必要ですか。

A 2-2

平成25年10月1日前の求職の申込みが複数ある場合は、それぞれの求職の申込みについて、支給停止事由該当届の届出が必要です。2回受給しておら

れますと、2枚の届出が必要となります。

Q3. 支給停止事由該当届の届出をするよう勧奨が届きました。求職の申込みと高年齢雇用継続給付の両方がある場合、どの給付について記入すればよいのですか。

A3

(雇用情報を確認のうえ、回答を行う。)

求職の申込み又は高年齢雇用継続給付のそれぞれについて、平成25年10月1日前であるかを確認していただき、平成25年10月1日前であるもの(両方の場合は両方とも)については、支給停止事由該当届の届出が必要です。

平成 25 年 6 月 28 日

事企情 2013-40

文書区分		
重要度高	要報告	緊急
○		

「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令」

の公布（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部（全）	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G（総務）	厚年G（厚年）	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課（総務）	適用課（厚年）	徴収課	国年課	記録課	相談室

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓	✓		

目的・趣旨

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 88 号）が平成 25 年 6 月 28 日に公布されましたので、お知らせするものです。

ポイント（内容）

- 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 88 号。以下「本改正省令」という。）が平成 25 年 6 月 28 日に公布され、厚生労働省大臣官房年金管理審議官から日本年金機構理事長宛に通知されましたので、お知らせします。
- 本改正省令は、65 歳に到達するまでの間に受給する老齢厚生年金等（以下「65 歳前老齢厚生年金」という。）と雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）による給付との併給調整について、併給調整の要件に該当したときに 65 歳前老齢厚生年金の受給権者が行うとされている届出の一部を省略するものです。
- 施行期日：平成 25 年 10 月 1 日
- 今後の事務処理等につきましては、追って担当部からお知らせいたします。

※ 詳細は別添資料を参照願います。

照会先
本部事業企画部事業企画G
担当 米澤、谷山、重國

連絡先



↑ 穴あけチエック用 ↓

年管発0628第4号
平成25年6月28日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第88号。以下「改正省令」という。）が平成25年6月28日に公布されたので通知する。

改正省令の内容は下記のとおりであるので、その内容につき御了知いただくとともに、実施に当たっては、周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

記

第1 改正省令の内容

(1) 厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）の一部改正
65歳未満の者に支給する老齢厚生年金と雇用保険法（昭和49年法律第116号）による基本手当及び高年齢雇用継続給付との調整を行うため、現行の厚生年金保険法施行規則第33条第1項及び第3項では、65歳未満の老齢厚生年金の受給権者が①雇用保険法第15条第2項の規定による求職の申込みをしたとき、又は②高年齢雇用継続給の支給を受けることができるようになったときは、支給停止事由該当届を提出しなければならないこととされている。

これについて、①老齢厚生年金の裁定請求書に雇用保険被保険者番号を記載した者及び②雇用保険被保険者番号を記載した支給停止事由該当届を提出したことがある者については、当省職業安定局から提供を受けている雇用保険法による給付に関する情報を活用することにより、老齢厚生年金の調整に係る事務を行うことが可能であることから、当該支給停止事由該当届の提出を要しないものとしたこと。

↑
穴あけ
チェック
用
↓

(2) その他の改正

①旧三共済（JT、JR、NTT）の組合員期間を有する65歳未満の者に支給する退職共済年金及び②旧農林共済の組合員期間を有する65歳未満の者に支給する退職共済年金であって、法令の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給することとされているものについても、(1)と同様の改正を行うため、次の2つの省令を改正したこと。

- ① 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成9年厚生省令第31号）
- ② 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第27号）

第2 施行期日等

(1) 施行期日

平成25年10月1日から施行する。

(2) 経過措置

施行期日前に生じた事由に基づく支給停止事由該当届の提出については、なお従前の例によるものとしたこと。

↑ 穴あけチエツク用 ↓

○厚生労働省令第八十八号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九十八条第三項の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令

厚生労働大臣 田村 憲久

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第一条 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第二号の二中「次項第一号の二」の下に「並びに第三十三条第一項及び第三項」を加える。

第三十三条第一項中「老齢厚生年金の受給権者」を「老齢厚生年金の受給権者（第三十条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。）」に改め、「されているとき」の下に「又はこの項若しくは第三項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を機構に提出したことがあるとき」を加え、同項第五号を削り、同条第三項中「老齢厚生年金の受給権者」を「老齢厚生年金の受給権者（第三十条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。）」に改め、「されているとき」の下に「又は第一項若しくはこの項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を機構に提出したことがあるとき」を加え、同項第五号を削る。

(厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正)
 第二条 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成九年厚生省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条第一項第二号の二中「次項第一号の二」の下に「並びに附則第二十六条第一項及び第三項」を加える。

附則第二十六条第一項中「退職共済年金の受給権者」を「退職共済年金の受給権者(附則第十八条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。)」に、「厚生年金保険法附則第十一条の五において準用する同法附則第七条の四第一項又は第四項」を「平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二第一項又は第四項」に改め、「されているとき」の下に「又はこの項若しくは第三項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を厚生労働大臣に提出したことがあるとき」を加え、同項第五号を削り、同条第三項中「退職共済年金の受給権者」を「退職共済年金の受給権者(附則第十八条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。)」に、「厚生年金保険法附則第十一条の六第一項又は国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。附則第二十八条において「平成六年改正法」という)附則第二十六条第一項」を「平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法附則第十二条の八の三第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)」に改め、「されているとき」の下に「又は第一項若しくはこの項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を厚生労働大臣に提出したことがあるとき」を加え、同項第五号を削る。

(厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)
 第三条 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成十四年厚生労働省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項第二号中「以下」を「次項第二号並びに附則第二十二條第一項及び第三項において」に改める。

附則第二十二條第一項中「退職共済年金の受給権者は」を「退職共済年金の受給権者(附則第十四条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。)」に改め、「されているとき」の下に「又はこの項若しくは第三項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を厚生労働大臣に提出したことがあるとき」を加え、同項第四号を削り、同条第三項中「退職共済年金の受給権者は」を「退職共済年金の受給権者(附則第十四条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。)」に改め、「されているとき」の下に「又は第一項若しくはこの項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を厚生労働大臣に提出したことがあるとき」を加え、同項第四号を削る。

附 則
 (施行期日)
 1 この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

(経過措置)
 2 この省令の施行前に生じた事由に係る第一条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則第三十三條第一項及び第三項、第二条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令附則第二十六條第一項及び第三項並びに第三條の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二十二條第一項及び第三項の規定による届出については、なお従前の例による。

◎ 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（裁定の請求）</p> <p>第三十条 老齢厚生年金について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>二の二 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の規定による雇用保険被保険者証の交付を受けた者にあつては、直近に交付された雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号（次項第一号の二並びに第三十三条第一項及び第三項において「雇用保険被保険者番号」という。）</p> <p>三〇十一 （略）</p> <p>二〇一〇 （略）</p> <p>（支給停止事由該当の届出）</p> <p>第三十三条 老齢厚生年金の受給権者（第三十条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。）は、法附則第十一条の五又は第十三条の六第三項において準用する法附則第七条の四第一項又は第四項の規定に該当するに至つたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、法第三十八条の二第一項の規定によつて老齢厚生年金の額の全部</p>	<p>（裁定の請求）</p> <p>第三十条 老齢厚生年金について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>二の二 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の規定による雇用保険被保険者証の交付を受けた者にあつては、直近に交付された雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号（次項第一号の二において「雇用保険被保険者番号」という。）</p> <p>三〇十一 （略）</p> <p>二〇一〇 （略）</p> <p>（支給停止事由該当の届出）</p> <p>第三十三条 老齢厚生年金の受給権者は、法附則第十一条の五又は第十三条の六第三項において準用する法附則第七条の四第一項又は第四項の規定に該当するに至つたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、法第三十八条の二第一項の規定によつて老齢厚生年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。</p>

につき支給が停止されているとき又はこの項若しくは第三項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を機構に提出したことがあるときは、この限りでない。

- 一 受給権者の生年月日及び住所
 - 二 基礎年金番号
 - 三 老齢厚生年金の年金証書の年金コード
 - 四 雇用保険法第十五条第二項の規定による求職の申込みを行った者にあつては、雇用保険被保険者番号
- (削る)

2 前項の届書には、支給を停止すべき事由が生じたことを明らかにすることができ書類を添えなければならない。

3 老齢厚生年金の受給権者(第三十条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。)は、法附則第十一条の六第一項、第二項若しくは第四項(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。)若しくは第十三条の六第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)又は平成六年改正法附則第二十六条第一項若しくは第三項(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。)の規定に該当するに至つたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、法第三十八条の二第一項の規定によつて老齢厚生年金の額の全部につき支給が停止されているとき又は第一項若しくはこの項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を機構に提出したことがあるときは、この限りでない。

- 一 受給権者の生年月日及び住所
- 二 基礎年金番号

- 一 受給権者の生年月日及び住所
- 二 基礎年金番号
- 三 老齢厚生年金の年金証書の年金コード
- 四 雇用保険法第十五条第二項の規定による求職の申込みを行った者にあつては、雇用保険被保険者番号

2 (同上)
月日

3 老齢厚生年金の受給権者は、法附則第十一条の六第一項、第二項若しくは第四項(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。)若しくは第十三条の六第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)又は平成六年改正法附則第二十六条第一項若しくは第三項(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。)の規定に該当するに至つたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、法第三十八条の二第一項の規定によつて老齢厚生年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

- 一 受給権者の生年月日及び住所
- 二 基礎年金番号

<p>三 老齢厚生年金の年金証書の年金コード</p> <p>四 雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受ける者にあつては、雇用保険被保険者番号 (削る)</p> <p>4 前項の届書には、支給を停止すべき事由が生じたことを明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p>	<p>三 老齢厚生年金の年金証書の年金コード</p> <p>四 雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受ける者にあつては、雇用保険被保険者番号</p> <p>五 初めて支給を受けた高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給対象月のうち当該支給を受けることとなつた最初の支給対象年月</p> <p>4 (同上)</p>
--	--

◎ 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（退職共済年金の裁定の請求）</p> <p>第十八条 退職共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。第八号を除き、以下同じ。）について、裁定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>二の二 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の規定による雇用保険被保険者証の交付を受けた者にあつては、直近に交付された雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号（次項第一号の二並びに附則第二十六条第一項及び第三項において「雇用保険被保険者番号」という。）</p> <p>三〇十二 （略）</p> <p>二〇五 （略）</p> <p>（支給停止事由該当の届出）</p> <p>第二十六条 退職共済年金の受給権者（附則第十八条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。）は、平成八年改</p>	<p>附則</p> <p>（退職共済年金の裁定の請求）</p> <p>第十八条 退職共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。第八号を除き、以下同じ。）について、裁定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>二の二 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の規定による雇用保険被保険者証の交付を受けた者にあつては、直近に交付された雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号（次項第一号の二において「雇用保険被保険者番号」という。）</p> <p>三〇十二 （略）</p> <p>二〇五 （略）</p> <p>（支給停止事由該当の届出）</p> <p>第二十六条 退職共済年金の受給権者は、厚生年金保険法附則第十一条の五において準用する同法附則第七条の四第一項又は第四項の規定に</p>

正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二第一項又は第四項の規定に該当するに至ったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた平成十六年国共済改正法第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十四条の二第一項の規定によって当該退職共済年金の全額につき支給が停止されているとき又はこの項若しくは第三項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を厚生労働大臣に提出したことがあるときは、この限りでない。

- 一 受給権者の生年月日及び住所
 - 二 基礎年金番号
 - 三 退職共済年金の年金証書の年金コード
 - 四 雇用保険法第十五条第二項の規定による求職の申込みを行った者にあつては、雇用保険被保険者番号
- (削る)

2 前項の届書には、支給を停止すべき事由が生じたことを明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3 退職共済年金の受給権者(附則第十八条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。)は、平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法附則第十二条の八の三第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に該当するに至ったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用す

該当するに至ったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた平成十六年国共済改正法第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十四条の二第一項の規定によって当該退職共済年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

- 一 受給権者の生年月日及び住所
- 二 基礎年金番号
- 三 退職共済年金の年金証書の年金コード
- 四 雇用保険法第十五条第二項の規定による求職の申込みを行った者にあつては、雇用保険被保険者番号
- 五 雇用保険法第十五条第二項の規定による求職の申込みを行った年月日

2 (同上)

3 退職共済年金の受給権者は、厚生年金保険法附則第十一条の六第一項又は国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。附則第二十八条において「平成六年改正法」という。)附則第二十六条第一項の規定に該当するに至ったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた平成十六年国共済改正法第五条の規定による改正後の国家

るものとされた平成十六年国共済改正法第五条の規定による改正後の
国家公務員共済組合法第七十四条の二第一項の規定によって当該退職
共済年金の全額につき支給が停止されているとき又は第一項若しくは
この項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を厚生労働
大臣に提出したことがあるときは、この限りでない。

一 受給権者の生年月日及び住所

二 基礎年金番号

三 退職共済年金の年金証書の年金コード

四 雇用保険被保険者番号

(削る)

4 前項の届書には、支給を停止すべき事由が生じたことを明らかにす
ることができる書類を添えなければならない。

公務員共済組合法第七十四条の二第一項の規定によって当該退職共済
年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

一 受給権者の生年月日及び住所

二 基礎年金番号

三 退職共済年金の年金証書の年金コード

四 雇用保険被保険者番号

五 初めて支給を受けた高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職
給付金の支給対象月のうち当該支給を受けることとなった最初の支
給対象年月

4 (同上)

◎ 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第二十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（退職共済年金の裁定の請求）</p> <p>第十四条 退職共済年金（移行年金給付に限る。以下同じ。）について、裁定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の規定による雇用保険被保険者証の交付を受けた者にあつては、直前に交付された雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号（次項第二号並びに附則第二十二条第一項及び第三項において「雇用保険被保険者番号」という。）</p> <p>三〇九（略）</p> <p>二〇六（略）</p> <p>（雇用保険法による基本手当等との調整に関する支給停止事由該当の届出）</p> <p>第二十二条 退職共済年金の受給権者（附則第十四条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。）は、廃止前農林共済法附則第十三条の二第一項又は第五項の規定に該当するに至つた</p>	<p>附則</p> <p>（退職共済年金の裁定の請求）</p> <p>第十四条 退職共済年金（移行年金給付に限る。以下同じ。）について、裁定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の規定による雇用保険被保険者証の交付を受けた者にあつては、直前に交付された雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号（以下「雇用保険被保険者番号」という。）</p> <p>三〇九（略）</p> <p>二〇六（略）</p> <p>（雇用保険法による基本手当等との調整に関する支給停止事由該当の届出）</p> <p>第二十二条 退職共済年金の受給権者は、廃止前農林共済法附則第十三条の二第一項又は第五項の規定に該当するに至つたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなけれ</p>

ときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号。以下「平成十六年経過措置政令」という。）第三十三条第一項において準用する厚生年金保険法第三十八条の二第一項の規定によって当該退職共済年金の全額につき支給が停止されているとき又はこの項若しくは第三項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を厚生労働大臣に提出したことがあるときは、この限りでない。

一 退職共済年金の受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二 退職共済年金の年金証書の年金コード

三 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第十五条第二項の規定による求職の申込みを行った者にあつては、雇用保険被保険者番号

号

2 前項の届書には、支給を停止すべき事由が生じたことを明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3 退職共済年金の受給権者（附則第十四条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。）は、廃止前農林共済法附則第十三条の三第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に該当するに至ったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、平成十六年経過措置政令第三十三条第一項において準用する厚生年金

ばならない。ただし、平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号。以下「平成十六年経過措置政令」という。）第三十三条第一項において準用する厚生年金保険法第三十八条の二第一項の規定によって当該退職共済年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

一 退職共済年金の受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二 退職共済年金の年金証書の年金コード

三 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第十五条第二項の規定による求職の申込みを行った者にあつては、雇用保険被保険者番号

号

月日

2 (同上)

3 退職共済年金の受給権者は、廃止前農林共済法附則第十三条の三第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に該当するに至ったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、平成十六年経過措置政令第三十三条第一項において準用する厚生年金保険法第三十八条の二第一項の規定によって当該退職共済年金の全額につき支給が停止

保険法第三十八条の二第一項の規定によって当該退職共済年金の全額につき支給が停止されているとき又は第一項若しくはこの項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を厚生労働大臣に提出したことがあるときは、この限りでない。

一 退職共済年金の受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二 退職共済年金の年金証書の年金コード

三 雇用保険被保険者番号

(削る)

4 前項の届書には、支給を停止すべき事由が生じたことを明らかにすることができる書類を添えなければならない。

されているときは、この限りでない。

一 退職共済年金の受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二 退職共済年金の年金証書の年金コード

三 雇用保険被保険者番号

四 初めて支給を受けた雇用保険法に規定による高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給対象月のうち当該支給を受けることとなった最初の支給対象年月

4 (同上)

2. 金融機関の新設・合併・店舗名称変更等について

【年金給付部 給付企画グループ】

○【情報提供】金融機関の店舗名称変更等

(平成 25 年 9 月 10 日 給付情 2013-92)・・・P109

平成 25 年 10 月 15 日支払から変更について、お知らせしたものです。

○【情報提供】金融機関の店舗名称変更等

(平成 25 年 10 月 8 日 給付情 2013-103)・・・P112

平成 25 年 11 月 15 日支払から変更について、お知らせしたものです。

平成 25 年 9 月 10 日
給付情 2013-92

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

金融機関の店舗名称変更等（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓			

本部関係部

厚生年金保険部、国民年金部、基幹システム開発部、業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

目的・趣旨

金融機関の店舗名称変更等についてご連絡します。

ポイント（内容）

- 平成25年10月15日支払からの変更となります。
- 変更となる金融機関・店舗名につきましては、別添を参照願います。

照会先

本部年金給付部給付企画G

担当 馬場(秀)、^{かんぼやし}上林
連絡先



↑ 穴あけチエック用 ↓

銀行等

旧					新				実施時期(年月日)
コード	金融機関名称	コード	店舗名称	コード	金融機関名称	コード	店舗名称		
0005	三菱東京UFJ銀行	319	ヒガシマツハラ 東松原特別出張所	▷	0005	三菱東京UFJ銀行	319	ヒガシマツハラ 東松原	平成25年8月19日
0005	三菱東京UFJ銀行	670	モトヤマ 本山出張所	▷	0005	三菱東京UFJ銀行	670	モトヤマ 本山	平成25年8月19日
0121	荘内銀行	187	セイユウセンダイイヌミ 西友仙台泉	▷	0121	荘内銀行	187	イヌミチユウ 泉中央	平成25年8月20日
0146	北國銀行	146	コウカクマエ 工学部前出張所	▷	0146	北國銀行	121	コダツノ 小立野	平成25年8月19日
0170	山口銀行	129	ヘイワオリ 平和通	▷	0170	山口銀行	114	ヒロシマ 広島	平成25年8月12日
0175	四国銀行	233	ク 久礼	▷	0175	四国銀行	233	ク 久礼代理店	平成25年8月1日
0175	四国銀行	237	ウサ 宇佐	▷	0175	四国銀行	237	ウサ 宇佐代理店	平成25年8月1日
0184	宮崎銀行	305	カワヒガン 川東	▷	0184	宮崎銀行	305	カワヒガン 川東出張所	平成25年8月5日
0184	宮崎銀行	311	トミチヨウ 年見町	▷	0184	宮崎銀行	311	トミチヨウ 年見町出張所	平成25年8月5日
0562	みなと銀行	358	ホウゼ 坊勢出張所	▷	0562	みなと銀行	347	イESHIMA 家島	平成25年7月29日
2990	九州労働金庫	939	カンキ 加治木	▷	2990	九州労働金庫	939	キリシマ 霧島	平成25年7月29日
					0130	常陽銀行	202	トチキ 栃木	平成25年8月29日
					0149	静岡銀行	528	シヨウナンダイ 湘南台	平成25年8月29日
					0191	北九州銀行	167	ヒビキノ ひびきの	平成25年8月26日
					0573	香川銀行	904	オオサカミ 大阪南	平成25年8月26日

↑ 穴あけチエック用 ↓

農協等

旧					新				実施時期(年月日)
コード	金融機関名称	コード	店舗名称	コード	金融機関名称	コード	店舗名称		
4132	東西しらかわ農協	002	ナカハタ 中畑	▷	4132	東西しらかわ農協	003	ヤブキチユウオウ 矢吹中央	平成25年8月12日
4132	東西しらかわ農協	003	ヤブキ 矢吹	▷	4132	東西しらかわ農協	003	ヤブキチユウオウ 矢吹中央	平成25年8月12日
9017	八代地域農協	008	シヨウワ 昭和支所	▷	9017	八代地域農協	010	セイブソウゴウ 西部総合支所	平成25年7月29日
9017	八代地域農協	009	ヤチワ 八千把支所	▷	9017	八代地域農協	010	セイブソウゴウ 西部総合支所	平成25年7月29日
9017	八代地域農協	010	ガンチク 郡築支所	▷	9017	八代地域農協	010	セイブソウゴウ 西部総合支所	平成25年7月29日
9017	八代地域農協	003	ウヤナキ 植柳支所	▷	9017	八代地域農協	012	ナンブソウゴウ 南部総合支所	平成25年7月29日
9017	八代地域農協	005	ヒナガ 日奈久支所	▷	9017	八代地域農協	012	ナンブソウゴウ 南部総合支所	平成25年7月29日
9017	八代地域農協	012	コンゴウ 金剛支所	▷	9017	八代地域農協	012	ナンブソウゴウ 南部総合支所	平成25年7月29日
9104	大分県農協	470	サイキホウナン 佐伯豊南	▷	9104	大分県農協	484	サイキ 佐伯	平成25年7月29日
9375	沖縄県農協	401	シュリイシミネ 首里石嶺	▷	9375	沖縄県農協	401	シュリ 首里	平成25年7月29日
9375	沖縄県農協	404	シュリタイ 首里平良	▷	9375	沖縄県農協	401	シュリ 首里	平成25年7月29日
9494	延岡漁協	051	ホンショ 本所	▷	9494	宮崎県信漁連	001	ホンショ 連合会本所	平成25年8月1日

↑ 穴あけチエツク用 ↓

平成 25 年 10 月 8 日
給付情 2013-103

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

金融機関の店舗名称変更等（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓			

本部関係部

厚生年金保険部、国民年金部、基幹システム開発部、業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

目的・趣旨

金融機関の店舗名称変更等についてご連絡します。

ポイント（内容）

1. 平成25年11月15日支払からの変更となります。
2. 変更となる金融機関・店舗名につきましては、別添を参照願います。

照会先
本部年金給付部給付企画G
担当 島津、^{かんばやし}上林、山中
連絡先
[Redacted]

↑ 穴あけチエック用 ↓

銀行等

旧					新				実施時期(年月日)
コード	金融機関名称	コード	店舗名称	コード	金融機関名称	コード	店舗名称		
0124	東北銀行	210	北上西 キタミニシ	▷	0124	東北銀行	203	北上 キタミ	平成25年9月17日
0146	北國銀行	340	太田出張所 オオタ	▷	0146	北國銀行	301	津幡 ツバタ	平成25年9月17日
0163	紀陽銀行	882	大阪東 オオサカヒカシ	▷	0163	紀陽銀行	882	上本町 ウエホンマチ	平成25年9月17日
0166	鳥取銀行	156	北条出張所 ホウジヨウ	▷	0166	鳥取銀行	151	倉吉中央 クラヨシチュウオウ	平成25年9月17日
0166	鳥取銀行	178	大山 ダイセン	▷	0166	鳥取銀行	190	名和 ナワ	平成25年9月17日
0167	山陰合同銀行	221	米子市役所出張所 ヨナゴシヤクシヨ	▷	0167	山陰合同銀行	080	米子 ヨナゴ	平成25年9月17日
0182	肥後銀行	114	川鶴出張所 カワヅル	▷	0182	肥後銀行	114	学園大通 カクエンダイトリ	平成25年9月17日
1582	三重信用金庫	009	塚本 ツカモト	▷	1582	三重信用金庫	005	本店営業部 ホンテン	平成25年9月9日
1620	京都北都信用金庫	010	堀 ホリ	▷	1620	京都北都信用金庫	042	岡ノ町 オカノマチ	平成25年9月17日
1781	西中国信用金庫	138	豊田 トヨタ	▷	1781	西中国信用金庫	144	菊川 キクガウ	平成25年9月17日
1781	西中国信用金庫	455	柿木 カキノキ	▷	1781	西中国信用金庫	454	吉賀 ヨシカ	平成25年9月17日
1781	西中国信用金庫	592	今津 イマヅ	▷	1781	西中国信用金庫	599	岩国中央 イワクニチュウオウ	平成25年9月17日
					0167	山陰合同銀行	142	北播磨 キタハリマ	平成25年10月7日

↑ 穴あけチエック用 ↓

農協等

旧					新				実施時期(年月日)
コード	金融機関名称	コード	店舗名称	コード	金融機関名称	コード	店舗名称		
6665	鈴鹿農協	045	ハラ 原出張所	▷	6665	鈴鹿農協	044 シヨウナイ 庄内	平成25年8月26日	
9453	宮城県漁協	200	オカヅチヨウトウ 雄勝町東部支所	▷	9453	宮城県漁協	220 イシノマキノコウ 石巻総合支所	平成25年9月17日	
9453	宮城県漁協	220	オナガワチヨウ 女川町支所	▷	9453	宮城県漁協	220 イシノマキノコウ 石巻総合支所	平成25年9月17日	
9453	宮城県漁協	340	オモテハマ 表浜支所	▷	9453	宮城県漁協	220 イシノマキノコウ 石巻総合支所	平成25年9月17日	
9453	宮城県漁協	360	イシノマキノウ 石巻市東部支所	▷	9453	宮城県漁協	220 イシノマキノコウ 石巻総合支所	平成25年9月17日	
9453	宮城県漁協	430	イシノマキノ 石巻湾支所	▷	9453	宮城県漁協	220 イシノマキノコウ 石巻総合支所	平成25年9月17日	
9494	都農町漁協	131	ホンショ 本所	▷	9494	宮崎県信漁連	001 ホンショ 連合会本所	平成25年9月2日	

↑ 穴あけチエック用 ↓

3. 総務部からのお知らせ 「掲示物(ポスター)の管理」

【総務部 総務グループ】

○【指示・依頼】 掲示物（ポスター）の台帳管理

（平成 24 年 11 月 14 日 総務指 2012-32 経企指 2012-65）

本部から年金事務所等に掲示をお願いしている掲示物（ポスター）について、広報のポイントを明確にし、年金事務所等の美観を整えるため、掲示を「必須」とする限度枚数を設定するとともに、新たなルールを定めて台帳管理を行うことしたところをお伝えしているところです。

今回は、平成 25 年 11 月 1 日現在の「掲示物管理台帳」を参考までに掲載します。

↑
穴あけチエック用
↓

掲示物管理台帳（本部からの指示依頼分）

別紙1

平成25年11月1日現在

・・・掲示等期間を終了している掲示物。（平成25年11月1日現在）

※「優先」「任意」に限り年金事務所等の判断で掲示物のサイズダウンを可能とする。その際、お客様からの「見やすさ」を考慮する。

管理台帳更新状況は管理欄の白抜き部分を確認してください。

担当部署	掲示物名	掲示開始年月	掲示終了期限	指示・依頼	更新年月	優先順位と掲示枚数			サイズ	管理欄（平成24年12月1日～）	
						必須	優先※	任意※		受付日	管理番号
経営企画部	船員保険（労災相当分）の請求先変更等に関する周知協力	2010年3月23日	-	平成22年3月23日 経企指2010-16			1		A3		
	移植医療に関する理解を深めていただくための普及啓発用資材の設置等について	2011年12月15日	-	平成23年12月15日 経企指2011-97					A3		
	平成24年度「臓器移植普及推進月間」における普及啓発用資材の設置	2012年10月1日	2013年9月30日	平成24年9月11日 経企指2012-49					B2 B3		
	平成24年度「臓器移植普及推進月間」における普及啓発用ポスターの送付及び掲示	2013年10月1日	2013年10月31日	平成25年10月11日 経企指2013-57					B2	2013年10月9日	2013-010
	悪質な投資勧誘による被害の未然防止、拡大防止にかかる注意喚起用資材の設置等協力依頼 ※宛先限定 →北関東・信越ブロック本部、南関東ブロック本部及び西ブロック本部管内各年金事務所	2012年12月15日	2013年3月31日	平成24年12月14日 経企指2012-70					A2	2012年12月14日	2012-002
リスク・コンプライアンス部	暴力団排除宣言ステッカー等の掲示	2010年6月1日	-	平成22年5月21日 リコ指2010-59		1			不明		
	暴力団排除宣言ステッカー等の掲示に関する補足	2011年4月1日		平成23年4月1日 リコ指2011-71							
	「法令等違反通報窓口」のご案内	2010年6月1日	-	平成22年6月1日 リコ指2010-67		1			A3		
	「法令等違反通報窓口」のご案内の張り替え	2011年3月7日		平成23年3月7日 リコ指2011-40							
総務部	日本年金機構個人情報保護管理方針（プライバシーポリシー）（方針第7号）	2010年1月1日	-	日本年金機構個人情報保護管理規定第3条1項		1			A2		
	個人情報保護10か条	2010年1月1日	-	日本年金機構個人情報保護管理規定第3条2項		1			A3		
	日本鉄道共済組合からの協力依頼（情報提供）	2011年11月21日	-	平成23年11月21日 総務指2011-25				1	A3		
	軽装（クールビズ）励行期間の実施について	2011年5月2日	2011年10月31日	平成23年4月28日 総務指2011-17					指定なし		
		2012年5月1日	2012年10月31日	平成24年4月25日 総務指2012-12							
		2013年5月1日	2013年10月31日	平成25年4月30日 総務指2013-10、サ推指2013-25					指定なし	2013年5月1日	2013-004
	軽装（スーパークールビズ）励行期間の実施	2012年6月11日	2012年10月31日	平成24年6月11日 総務指2012-15					指定なし		
	福祉医療機構からの協力依頼（公的年金担保融資のポスター）	2011年8月17日	2012年3月31日	平成23年8月2日 総務指2011-18							
2011年11月1日		2012年3月31日	平成23年10月25日 総務指2011-24								
2012年4月2日	2013年3月31日	平成24年7月5日 総務指2012-13						A3			
財務部	年金事務所等の車イスの配備等	2010年6月24日	-	平成22年6月24日 財務指2010-61		1			A3		
人事管理部	日本年金機構平成24年度正規職員募集	2010年12月14日	2011年3月7日	平成22年12月14日 人管指2010-149 平成23年3月7日 人管指2011-16							
	平成23年9月准職員募集	2011年5月19日	2011年6月17日	人管指2011-72							
	平成23年10月准職員募集	2011年6月21日	2011年7月12日	人管指2011-85							
	平成25年4月採用准職員の募集等の対応	2012年12月17日	2013年1月15日	人管指2012-123					A3	2012年12月19日	2012-003
	平成26年度新卒正規職員採用に係る学生等の年金事務所見学等	2012年12月19日	2013年4月19日	人管指2012-124					B3	2012年12月19日	2012-004
平成25年7月准職員募集	2013年4月3日	2013年4月23日	人管指2013-47					A3	2013年4月11日	2013-003	
労務管理部	全国労働衛生週間における取組み	2011年10月1日	2011年10月7日	平成23年9月22日 労管指2011-90							
事業企画部	「消えた年金」問題年金記録の回復が早くなります	2010年4月30日	-	平成22年04月30日 事企指2010-36		1			A2		
	「社労士会復興支援ホットライン」の周知に係るポスター	2011年4月18日	2011年9月30日	平成23年4月14日 事企指2011-37							
	中国残留邦人等に対する高額の高齢基礎年金等支給のための一時金の時効失権防止対策への協力依頼	2011年11月30日	2012年12月31日	平成23年11月30日 事企指2011-119					A2		

掲示物管理台帳（本部からの指示依頼分）

別紙1

平成25年11月1日現在

・・・掲示等期間を終了している掲示物。（平成25年11月1日現在）

※「優先」「任意」に限り年金事務所等の判断で掲示物のサイズダウンを可能とする。その際、お客様からの「見やすさ」を考慮する。

管理台帳更新状況は管理欄の白抜き部分を確認してください。

担当部署	掲示物名	掲示開始年月	掲示終了期限	指示・依頼	更新年月	優先順位と掲示枚数			サイズ	管理欄（平成24年12月1日～）	
						必須	優先※	任意※		受付日	管理番号
事業企画部	待機者等に対する裁定請求の手続きに係る情報提供及び住所変更情報等の把握に関する実施要領	2013年4月1日	2014年3月31日 (予定。別途指示)	平成25年3月28日 事企指2013-29		1			A2 又はA3	2013年3月28日	2013-002
サービス推進部	お客様へのお約束10か条	2010年1月4日	-	平成21年12月25日付事務連絡「日本年金機構お客様への10か条」の掲示方法及び解説書について		/	/	/	A1		
		2010年3月2日	-	平成22年03月02日 サ推指2010-26		2					
		2010年4月23日	-	平成22年04月23日 サ推指2010-45、年相指2010-38		/	/	/			
		2012年3月22日	-	平成24年3月22日 サ推指2012-10		/	/	/			
	年金事務所長の氏名及び顔写真の掲示(お客様へのお約束10か条に添付)	2010年6月3日	-	平成22年6月3日 サ推指2010-59		[2]			A1		
	ご意見箱の設置についてのお知らせ	2010年4月23日	-	平成22年03月02日 サ推指2010-26		1			A2		
		2010年4月23日	-	平成22年04月23日 サ推指2010-45、年相指2010-38		/	/	/			
	「わたしと年金」エッセイ募集用ポスター	2011年6月20日	2011年9月30日	平成23年6月17日 サ推指2011-26					A3以上		
		2012年6月1日	2012年9月30日	平成24年5月24日 サ推指2012-20							
		2013年6月3日	2013年9月20日	平成25年5月13日 サ推指2013-27						2013年5月13日	2013-005
平成24年度お客様満足度アンケートの実施	2012年1月4日～1月25日までの連続する5営業日		サ推指2012-55			1	3	A3又はA4	2012年11月29日	2012-001	
平成25年度年金事務所お客様サービスモニター会議の実施	2013年8月5日	会議開催1か月以上前	平成25年7月10日 サ推指2013-41		1		2	必須はA3 任意はA4	2013年7月3日	2013-008	
平成25年度「年金月間」の実施	2013年10月下旬	2013年11月30日			1	1	3	A3	2013年9月3日	2013-009	
年金相談部	私の履歴整理表の活用についてのお知らせ	2010年4月23日	-	平成22年04月23日 サ推指2010-45、年相指2010-38		1			A2		
	年金相談の時間延長及び休日相談についてのお知らせ	2010年4月23日	-	平成22年04月23日 サ推指2010-45、年相指2010-38		2			A3		
	電話でのお問い合わせ先についてのお知らせ	2010年4月23日	-	平成22年04月23日 サ推指2010-45、年相指2010-38		1			A3		
2012年4月25日			平成24年04月25日 年相指2012-56		/	/	/				
記録問題対策部	年金額(年額)の増額(累積)グラフ	2010年1月29日	毎週月曜日	平成22年01月29日 記対指2010-12		/	/	/	A2		
		2012年4月18日	2013年7月	平成24年04月18日 記対指2012-41		/	/	/			
	未統合記録5,095万件の解明状況	2010年1月29日	3か月毎	平成22年01月29日 記対指2010-12		/	/	/	A2		
		2012年4月18日	2013年7月	平成24年04月18日 記対指2012-41		/	/	/			
	記対指2013-60]年金事務所・ブロック本部にて掲示している「記録訂正による年金額(年額)の増額[累計]と「未統合記録5,095万件の解明状況」の様式の変更	2013年7月	3か月毎	平成25年6月25日 記対指2013-60		1			A2	2013年6月27日	2013-007
ねんきんネット周知ポスター	2011年3月1日	2011年9月30日	平成23年3月1日 記対指2011-26								

掲示物管理台帳（本部からの指示依頼分）

別紙1

平成25年11月1日現在

・・・掲示等期間を終了している掲示物。（平成25年11月1日現在）

※「優先」「任意」に限り年金事務所等の判断で掲示物のサイズダウンを可能とする。その際、お客様からの「見やすさ」を考慮する。

管理台帳更新状況は管理欄の白抜き部分を確認してください。

担当部署	掲示物名	掲示開始年月	掲示終了期限	指示・依頼	更新年月	優先順位と掲示枚数			サイズ	管理欄（平成24年12月1日～）	
						必須	優先※	任意※		受領日	管理番号
記録問題 対策部	「ねんきんネット」の周知及びID取得の促進	2011年11月17日	-	平成23年11月17日 記対指2011-108		1			A3		
	「ねんきんネット」3次リリースの実施	2012年3月26日	-	平成24年3月26日 記対指2012-25		1			A3		
	「ねんきんネット」4次リリースについて※リーフレットのみ	2013年1月31日	-	平成25年1月18日 事企指2013-4、記管指2013-1							
	「気になる年金記録、再確認キャンペーン」に係る市町村等に対する協力依頼その②	2012年11月21日	-	平成24年11月21日 記対指2012-125、事企指2012-109					A2		
	「気になる年金記録、再確認キャンペーン」に係る市町村等に対する協力依頼その⑥	2013年1月31日	-	平成25年1月21日 記対指2013-7、事企指2013-3		1	1		A2	2013年1月18日	2013-001
品質管理部	現金詐取の注意喚起	2010年9月10日	2012年5月31日	平成22年09月10日 品管情2010-43、□口情2010-5、広報情2010-7							
	現金を詐取する不審な電話や訪問者への注意喚起	2012年5月23日	-	平成23年5月23日 品管情2012-48、□口情2012-17、広報情2012-4			1		A3		
品質管理部 国民年金部 厚生年金保険部 年金給付部	国民年金保険料の免除及び社会保険料の納期限の延長にかかるお知らせ並びに国民年金・厚生年金のお支払いについてのお知らせ(広報用リーフレット)の掲示等	2011年4月1日	2012年4月30日	平成23年4月1日 品管指2011-46							
厚生年金保険部	平成24年度の被扶養者の再確認業務に係る広報(情報提供)	2012年2月15日	-	平成24年2月15日 厚年情2012-23			1		A3		
国民年金部	年末年始の保険料電子納付について(お知らせ)	2010年12月1日	2011年1月4日	平成22年12月17日 国年指2010-510							
	国民年金保険料後納制度の実施に伴う周知用ポスターの配付	2012年8月7日	2015年9月30日	平成24年7月27日 国年指2012-268		1			A2		
	国民年金保険料収納事業(市場化テスト)及び納付案内・勧奨事業に係る平成24年10月開始に向けた準備	2012年10月1日	-	平成24年9月20日 国年指2012-341		1			A3		
	国民年金保険料収納事業(市場化テスト)及び納付案内・勧奨事業に係る平成24年10月開始に向けた準備②	2013年1月23日	-	平成25年1月23日 国年指2013-33							
	学生・卒業生等への学生納付特例勧奨用ポスターの配付	2012年10月31日	-	平成24年10月23日 国年指2012-391		1			A2		
	「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の成立に伴うチラシ・ポスター等の取扱い	2013年7月1日	-	平成25年6月19日 国年指2013-221		1			A2	2013年6月19日	2013-006
国民年金部 事業企画部 給付指導部 年金相談部	年金確保支援法のQ&A等の差し替え	2012年1月31日	2013年6月19日	平成24年1月31日 国年指2012-21、事企指2012-11、給付指2012-14、年相指2012-7					A3		
年金給付部	遅延特別加算法周知のためのパンフレットについて	2010年4月28日	-	平成22年4月28日 給付指2010-80			1		A3		
	退職一時金返還に係るポスター等の配布	2010年10月19日	-	平成22年10月19日 給付指2010-201			1		A3		
	「年金の請求をお忘れではありませんか？」ポスター	2010年10月18日	2013年3月31日	平成22年10月18日 給付指2010-200					A2		
	障害年金加算改善法周知用ポスター	2011年4月15日	2012年3月31日	平成23年4月15日 給付指2011-114							
合計						24	7	10			



↑
穴あけチエツク用
↓





↑ 穴あけチエック用 ↓





↑ 穴あけチエツク用 ↓



編集発行

日本年金機構本部 年金給付部

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

